

A2 : 100%
A3 : 70.7%縮尺

R 2 住宅 矢三野神本団地 徳・南矢三 1号棟外壁改修工事

建築図面	
B-001	特記仕様書 1
-002	特記仕様書 2
-003	特記仕様書 3
-004	特記仕様書 4・付近見取図・配置図
-005	1階平面図（仮設計図面）
-006	基準階平面図（2階～5階）
-007	屋根伏図
-008	北西立面図
-009	南東立面図
-010	外壁クラック等調査図（北西立面）
-011	外壁クラック等調査図（南東立面）
-012	断面図
-013	建具配置図・建具表
-014	階段室展開図 1
-015	階段室展開図 2
-016	断面詳細図 1
-017	断面詳細図 2
-018	高架水槽台詳細図

 (株) 林建築事務所

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R 2 住宅 矢三野神本団地 徳・南矢三 1号棟外壁改修工事
2. 工事場所	徳島県徳島市南矢三町3丁目
3. 敷地面積	m ²
4. 工事概要	工事内容：外壁改修工事に係る工事一式 構造規模：鉄筋コンクリート造 地上5階 延床面積：1,212.38㎡
5. 工事区分	建築工事一式

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項目	特記事項
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改構仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)以下「標仕」という。 ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の前順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(②から⑤に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等 ◎施工条件は次にいる。 ○工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ○施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。 また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ○その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ○借地、工事用地(使用可能範囲)、仮囲いの場所、範囲は図示する。 ○工事の施工に当たっては工事車両進入口に交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ○材料、資材の搬出入路は別途図面によるものとする。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議するものとする。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に5日間配置すること。 ○本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている(義務付けられない))。 ○警備員は、延 5人(昼 5人、夜 0人：うち検定合格警備員 0人)を見込んでいる。 ○警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ○配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ○受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。))も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ○受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

項目	特記事項
2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込み作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。 なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においては接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ○一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。
3. 安全衛生管理	
4. 工事現場管理	

項目	特記事項																																																								
4. 工事現場管理	(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">産業廃棄物の種類</th><th rowspan="2">処分許可業者の会社名</th><th colspan="2">所在地</th><th rowspan="2">運搬距離 km</th><th rowspan="2">処分費</th></tr><tr><th colspan="2">処分地</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">コンクリート(無筋)</td><td rowspan="2">四国(株) (株) 優良認定業者(中間処分)</td><td>石井町高川原字高川原1696-1</td><td></td><td rowspan="2">6.8</td><td rowspan="2">900円/t</td></tr><tr><td>石井町高川原字高川原1696-1</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">金属(処分)</td><td rowspan="2">(株) 旭金属 優良認定業者</td><td>徳島市東沖洲1丁目12</td><td></td><td rowspan="2">9.2</td><td rowspan="2">0円/t</td></tr><tr><td>徳島市東沖洲1丁目12</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">廃ブラ</td><td rowspan="2">(財) 徳島県環境整備公社(徳島東部) 優良認定業者</td><td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td><td></td><td rowspan="2">14.9</td><td rowspan="2">22,700円/t</td></tr><tr><td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">石膏ボード</td><td rowspan="2">(財) 徳島県環境整備公社(徳島東部)</td><td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td><td></td><td rowspan="2">14.9</td><td rowspan="2">22,700円/t</td></tr><tr><td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">アスベスト含有成形板等</td><td rowspan="2">榊明和㈱</td><td>三好市山城町寺野字大休場956</td><td></td><td rowspan="2">84.1</td><td rowspan="2">20,000円/t</td></tr><tr><td>三好市山城町寺野字大休場956</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">廃石綿等</td><td rowspan="2">榊明和㈱</td><td>三好市山城町寺野字大休場956</td><td></td><td rowspan="2">84.1</td><td rowspan="2">50,000円/t</td></tr><tr><td>三好市山城町寺野字大休場956</td><td></td></tr></tbody></table> 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃棄物業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃棄物業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃棄物業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージョンを使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有)・無) 備品等名称：エアコン室外機(床置き)、ペラダ手摺、換気扇、バランス釜 保管場所：各階ペラダ、北面 注意事項：工事において破壊しないよう適切に養生を行うこと。 ◎建設リサイクル法通知済証の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等)に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準(以上)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 頃とする。 ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。 ◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。	産業廃棄物の種類	処分許可業者の会社名	所在地		運搬距離 km	処分費	処分地		コンクリート(無筋)	四国(株) (株) 優良認定業者(中間処分)	石井町高川原字高川原1696-1		6.8	900円/t	石井町高川原字高川原1696-1		金属(処分)	(株) 旭金属 優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12		9.2	0円/t	徳島市東沖洲1丁目12		廃ブラ	(財) 徳島県環境整備公社(徳島東部) 優良認定業者	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		14.9	22,700円/t	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		石膏ボード	(財) 徳島県環境整備公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		14.9	22,700円/t	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		アスベスト含有成形板等	榊明和㈱	三好市山城町寺野字大休場956		84.1	20,000円/t	三好市山城町寺野字大休場956		廃石綿等	榊明和㈱	三好市山城町寺野字大休場956		84.1	50,000円/t	三好市山城町寺野字大休場956	
産業廃棄物の種類	処分許可業者の会社名			所在地				運搬距離 km	処分費																																																
		処分地																																																							
コンクリート(無筋)	四国(株) (株) 優良認定業者(中間処分)	石井町高川原字高川原1696-1		6.8	900円/t																																																				
		石井町高川原字高川原1696-1																																																							
金属(処分)	(株) 旭金属 優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12		9.2	0円/t																																																				
		徳島市東沖洲1丁目12																																																							
廃ブラ	(財) 徳島県環境整備公社(徳島東部) 優良認定業者	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		14.9	22,700円/t																																																				
		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先																																																							
石膏ボード	(財) 徳島県環境整備公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先		14.9	22,700円/t																																																				
		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先																																																							
アスベスト含有成形板等	榊明和㈱	三好市山城町寺野字大休場956		84.1	20,000円/t																																																				
		三好市山城町寺野字大休場956																																																							
廃石綿等	榊明和㈱	三好市山城町寺野字大休場956		84.1	50,000円/t																																																				
		三好市山城町寺野字大休場956																																																							
5. 施工調査																																																									
6. 材料・製品等																																																									

(株) 林 建築事務所

徳島市南二軒屋町二丁目3番3-301号
TEL 654-0359 FAX 623-7425

一級建築士登録 第100387号 林 茂樹

徳島県東土整備部住宅課

●工事名

R 2 住宅 矢三野神本団地 徳・南矢三 1号棟外壁改修工事

●図面名

特記仕様書 1

●図面番号

B-001

●縮尺

No n

1章 一般共通事項

項目	特記事項
6. 材料・製品等	<p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>
7. 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>

項目	特記事項																																																																																																																																																																		
8. 施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は住宅課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り分け区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリーブ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリーブ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンプレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(皿まで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水方ラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">防水</td> <td rowspan="10">防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・合成ゴム系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>かわらぶき</td> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具</td> <td rowspan="3">建具製作</td> <td>・木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td>・木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td>・アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サッシ施工</td> <td rowspan="2">ガラス施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>○ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内装</td> <td rowspan="4">内装仕上げ施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーベット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表装</td> <td rowspan="2">表装</td> <td>・表具作業</td> </tr> <tr> <td>・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調和機器施工</td> <td>・冷凍空調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリーブ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンプレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(皿まで)	○					壁、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水方ラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業	防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・合成ゴム系シート防水工事作業	・塩化ビニル系シート防水工事作業	・セメント系防水工事作業	・シーリング防水工事作業	・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	・FRP防水工事作業	・タイル張り作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業	かわらぶき	・かわらぶき作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作	・木製建具手加工作業	・木製建具機械加工作業	・アルミ製室内建具製作作業	サッシ施工	ガラス施工	・ビル用サッシ施工作業	・ガラス工事作業	塗装	塗装	○ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・カーベット系床仕上げ工事作業	・鋼製下地工事作業	・ボード仕上げ工事作業	表装	表装	・表具作業	・壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	植栽	造園	・造園工事作業	機械設備	冷凍空調和機器施工	・冷凍空調和機器施工作業
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																																																																																														
梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○																																																																																																																																																															
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																																																															
スリーブ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																																																																																		
同上(リンプレン等)	○																																																																																																																																																																		
床、天井点検口	○																																																																																																																																																																		
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																																																																															
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																																																																		
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																																																																
縦樋(皿まで)	○																																																																																																																																																																		
壁、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																																																															
同上補強	○																																																																																																																																																																		
給排水方ラリ取り付け	○																																																																																																																																																																		
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																																																																		
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																																																																																	
仮設	とび	○とび作業																																																																																																																																																																	
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業																																																																																																																																																																	
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																	
型枠	型枠施工	・型枠工事作業																																																																																																																																																																	
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業																																																																																																																																																																	
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業																																																																																																																																																																	
		・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																																																																																																																	
		・アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																																																																																																																	
		・合成ゴム系シート防水工事作業																																																																																																																																																																	
		・塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																																																																																																																	
		・セメント系防水工事作業																																																																																																																																																																	
		・シーリング防水工事作業																																																																																																																																																																	
		・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																																																																																																																																																																	
		・FRP防水工事作業																																																																																																																																																																	
		・タイル張り作業																																																																																																																																																																	
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																																																																																																	
木	建築大工	・大工工事作業																																																																																																																																																																	
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																																																																																	
	かわらぶき	・かわらぶき作業																																																																																																																																																																	
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																																																																																	
左官	左官	・左官作業																																																																																																																																																																	
建具	建具製作	・木製建具手加工作業																																																																																																																																																																	
		・木製建具機械加工作業																																																																																																																																																																	
		・アルミ製室内建具製作作業																																																																																																																																																																	
サッシ施工	ガラス施工	・ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																																	
		・ガラス工事作業																																																																																																																																																																	
塗装	塗装	○ 建築塗装作業																																																																																																																																																																	
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																	
		・カーベット系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																	
		・鋼製下地工事作業																																																																																																																																																																	
		・ボード仕上げ工事作業																																																																																																																																																																	
表装	表装	・表具作業																																																																																																																																																																	
		・壁装作業																																																																																																																																																																	
配管	配管	・建築配管作業																																																																																																																																																																	
植栽	造園	・造園工事作業																																																																																																																																																																	
機械設備	冷凍空調和機器施工	・冷凍空調和機器施工作業																																																																																																																																																																	
9. 技能士の適用	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者ととともに、書面により確認すること</p>																																																																																																																																																																		
10. 設計変更箇所確認	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>																																																																																																																																																																		
11. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>																																																																																																																																																																		

項目	特記事項																							
11. 工事検査及び技術検査	<p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>-</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>-</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <p>○竣工図(製本2部、電子データ2部)(A4・A3(A2・原因版))</p> <p>○工事写真(写真帳1部(着事前)・工事中(竣工))、電子データ1部)</p> <p>※写真帳は監督員から指示があった場合に提出</p> <p>○使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部)</p> <p>○保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官房営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事情】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物</p> <p>工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事</p> <p>次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事</p> <p>(2) コンクリート躯体工事</p> <p>(3) 屋外付帯工事</p> <p>(4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額</p> <p>鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期</p> <p>工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他</p> <p>(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	-	1回	3千万円以上5千万円未満	-	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービサイズ
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																						
3千万円未満	-	1回																						
3千万円以上5千万円未満	-	2回																						
5千万円以上1億円未満	1回	2回																						
1億円以上	2回	3回																						
区分	サイズ																							
着工前	カラー、手札版又はサービサイズ																							
工事中	カラー、手札版又はサービサイズ																							
竣工	カラー、手札版又はサービサイズ																							
12. 完成図等	<p>◎竣工図(製本2部、電子データ2部)(A4・A3(A2・原因版))</p> <p>○工事写真(写真帳1部(着事前)・工事中(竣工))、電子データ1部)</p> <p>※写真帳は監督員から指示があった場合に提出</p> <p>○使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部)</p> <p>○保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官房営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p>																							
13. 火災保険	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EGホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>																							
14. デジタル工事写真の小黑板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EGホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>																							

2章 改修仮設工事

項目	特記事項
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く。)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場(種類：枠組本足場、仕様：2枚布、D= 90cm、シート仕様：養生シート(防火1類)) ・壁つなぎ間隔(水平方向:8m以下、鉛直方向:9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場(種類：脚立足場(屋上)) (種類：単管足場(階段室)) ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ・仮囲い(仕様： , H= m, L= m)(図示) ・ゲート(有・無)仕様：) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎その他 ・既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：)
4. 養生	
5. 監督員事務所	◎監督員事務所は設けない
6. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来なし)、電料料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る・出来なし)、用水料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。
7. 工事車両駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、用意していないので業者にて設けること。
8. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

3章 防水改修工事

項目	特記事項																																	
1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生)・下階天井養生・その他()とする。																																	
2. 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>工法</th> <th>L4X工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td> <td></td> <td>ベランダ笠木、階段室屋上笠木、サッシ面台</td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	工程	工法	L4X工法	施工箇所		ベランダ笠木、階段室屋上笠木、サッシ面台	1 既存保護層(立上り部等)撤去等		—	2 既存保護層(平場)撤去等		—	3 既存断熱層撤去等		—	4 既存防水層(立上り部等)撤去等		—	5 既存防水層(平場)撤去等		—	6 既存下地の補修及び処置		○	7 防水層の新設		○	8 断熱材の新設		—	9 保護層の新設		—
工程	工法	L4X工法																																
施工箇所		ベランダ笠木、階段室屋上笠木、サッシ面台																																
1 既存保護層(立上り部等)撤去等		—																																
2 既存保護層(平場)撤去等		—																																
3 既存断熱層撤去等		—																																
4 既存防水層(立上り部等)撤去等		—																																
5 既存防水層(平場)撤去等		—																																
6 既存下地の補修及び処置		○																																
7 防水層の新設		○																																
8 断熱材の新設		—																																
9 保護層の新設		—																																
3. 既存下地の補修材料	◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。 ◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、二重ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。																																	
4. 既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。																																	
5. 塗膜防水	◎工法：L4X 種別：X-2 ◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。 ◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>仕上塗料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L4X</td> <td>X-2</td> <td>笠木、面台</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考	L4X	X-2	笠木、面台																									
工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考																														
L4X	X-2	笠木、面台																																
6. シーリング	◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。 ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う)・行わない)。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。 ◎種類及び施工箇所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>撤去</td> <td>サッシ外壁取合</td> <td>再充填</td> <td>10×10</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>撤去</td> <td>外壁目地</td> <td>再充填</td> <td>25×10</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン	撤去	サッシ外壁取合	再充填	10×10	有	PU-2	ポリウレタン系	撤去	外壁目地	再充填	25×10	有												
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																												
MS-2	変成シリコーン	撤去	サッシ外壁取合	再充填	10×10	有																												
PU-2	ポリウレタン系	撤去	外壁目地	再充填	25×10	有																												

4章 外壁改修工事

項目	特記事項
1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。 ◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う) ◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。 ◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。

4章 外壁改修工事

項目	特記事項																																																																																										
2. 外壁改修工法の種類及び材料	◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法：自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入量：25ml/本 (4~5本/m) 注入間隔：200~300mm エポキシ樹脂：中粘土形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>材料： シーリング材：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>材料：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>材料：ポリマーセメントモルタル</td> </tr> </tbody> </table> ◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。 ◎モルタル塗仕上げ外壁 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>材料： シーリング材：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>材料：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無：</td> <td>材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無：</td> </tr> <tr> <td>モルタル塗替工法</td> <td></td> <td>仕上げ種類：</td> <td>仕上げ種類：</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m² 指定： 本/m²</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m² ピン本数 一般： 本/m² 指定： 本/m²</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面ポリマーセメント スラリー注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>注入量： ml/本 注入口： 個/m² ピン本数 一般： 本/m² 指定： 本/m²</td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m² 指定： 本/m²</td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m² ピン本数 一般： 本/m² 指定： 本/m²</td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメント スラリー注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>注入量： ml/本 注入口： 個/m² ピン本数 一般： 本/m² 指定： 本/m²</td> </tr> </tbody> </table> ◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。 ◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。 ◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、 2. 外壁改修工法の種類と材料 による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薄付け 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>サンダー工法 水洗い・清掃</td> <td>コンクリート 打放し</td> <td>C-1</td> <td>砂壁状</td> <td>吹き付け</td> <td>有</td> <td>つや無</td> <td>軒天 階段室天井</td> </tr> <tr> <td>複層 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>剥離剤併用手工具 ケレン工法等 水洗い・清掃</td> <td>コンクリート 打放し</td> <td>C-2</td> <td>凹凸模様</td> <td>吹き付け</td> <td>有</td> <td>つや有</td> <td>外壁</td> </tr> </tbody> </table> ◎既存塗膜の除去のうち剥離剤併用手工具ケレン工法等については7章 1.2.アスベスト含有吹付け材の撤去を参照すること。 ◎屋上高架水槽台壁・軒天の既存外壁塗膜除去は本工事により行う。 ◎屋上高架水槽台壁・軒天の新規外壁仕上げについては別途：屋上防水改修工事において行う。	工法	ひび割れ部	欠損部	樹脂注入工法	工法：自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入量：25ml/本 (4~5本/m) 注入間隔：200~300mm エポキシ樹脂：中粘土形		Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：		シール工法	材料：		充填工法		材料：ポリマーセメントモルタル	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：			Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：			シール工法	材料：			充填工法		材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無：	材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無：	モルタル塗替工法		仕上げ種類：	仕上げ種類：	アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m ² ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²	アンカーピンニング 全面ポリマーセメント スラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m ² ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²	注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²	注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m ² ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²	注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメント スラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m ² ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	施工箇所	薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	サンダー工法 水洗い・清掃	コンクリート 打放し	C-1	砂壁状	吹き付け	有	つや無	軒天 階段室天井	複層 仕上塗材 JIS A 6909	剥離剤併用手工具 ケレン工法等 水洗い・清掃	コンクリート 打放し	C-2	凹凸模様	吹き付け	有	つや有	外壁
工法	ひび割れ部	欠損部																																																																																									
樹脂注入工法	工法：自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入量：25ml/本 (4~5本/m) 注入間隔：200~300mm エポキシ樹脂：中粘土形																																																																																										
Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：																																																																																										
シール工法	材料：																																																																																										
充填工法		材料：ポリマーセメントモルタル																																																																																									
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																																																																								
樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：																																																																																										
Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：																																																																																										
シール工法	材料：																																																																																										
充填工法		材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無：	材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無：																																																																																								
モルタル塗替工法		仕上げ種類：	仕上げ種類：																																																																																								
アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²																																																																																								
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m ² ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²																																																																																								
アンカーピンニング 全面ポリマーセメント スラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m ² ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²																																																																																								
注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²																																																																																								
注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m ² ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²																																																																																								
注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメント スラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m ² ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²																																																																																								
種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	施工箇所																																																																																			
薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	サンダー工法 水洗い・清掃	コンクリート 打放し	C-1	砂壁状	吹き付け	有	つや無	軒天 階段室天井																																																																																			
複層 仕上塗材 JIS A 6909	剥離剤併用手工具 ケレン工法等 水洗い・清掃	コンクリート 打放し	C-2	凹凸模様	吹き付け	有	つや有	外壁																																																																																			
3. 塗り仕上げ外壁改修工事																																																																																											

5章 塗装改修工事

項目	特記事項																		
1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルソール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																		
2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>B種</td> <td></td> <td>R B種</td> <td>A種 JIS5674</td> <td></td> <td>電気配管・塗水道ノリ・鋼製建具ペランダ隔板の特</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	鉄鋼面	B種		R B種	A種 JIS5674		電気配管・塗水道ノリ・鋼製建具ペランダ隔板の特
区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考													
	屋外	屋内		屋外	屋内														
鉄鋼面	B種		R B種	A種 JIS5674		電気配管・塗水道ノリ・鋼製建具ペランダ隔板の特													
3. 耐候性塗料塗り(OP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>V P管</td> <td>メーカー仕様</td> <td>メーカー仕様</td> <td>3級</td> <td>堅種、排水管</td> </tr> <tr> <td>その他ボード面等</td> <td>メーカー仕様</td> <td>R B種</td> <td>3級</td> <td>ペランダ隔壁</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考	V P管	メーカー仕様	メーカー仕様	3級	堅種、排水管	その他ボード面等	メーカー仕様	R B種	3級	ペランダ隔壁			
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考															
V P管	メーカー仕様	メーカー仕様	3級	堅種、排水管															
その他ボード面等	メーカー仕様	R B種	3級	ペランダ隔壁															
4. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート面</td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td>階段室壁壁</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考	コンクリート面	B種	R B種	階段室壁壁										
区分	種別	下地調整	備考																
コンクリート面	B種	R B種	階段室壁壁																

6章 ユニットの及びその他の工事

1. 表示	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>厚さ</th> <th>取付高さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隔板ステッカー</td> <td>アルミ箔</td> <td>150×400</td> <td>0.24mm</td> <td>図示</td> <td>ペランダ</td> </tr> <tr> <td>海拔表示壁</td> <td>基板：アルミ HIP高輝度反射シート張り</td> <td>1500×200</td> <td>2.0mm</td> <td>図示</td> <td>外壁面</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎案内用図記号はJIS Z 8210による。 ◎詳細は共通詳細図による。</p>	区分	材質	寸法	厚さ	取付高さ	備考	隔板ステッカー	アルミ箔	150×400	0.24mm	図示	ペランダ	海拔表示壁	基板：アルミ HIP高輝度反射シート張り	1500×200	2.0mm	図示	外壁面
区分	材質	寸法	厚さ	取付高さ	備考														
隔板ステッカー	アルミ箔	150×400	0.24mm	図示	ペランダ														
海拔表示壁	基板：アルミ HIP高輝度反射シート張り	1500×200	2.0mm	図示	外壁面														
2. 郵便受け	◎材種(ステンレス製)、形状(図示)、寸法(図示)																		
3. 物干し金物	◎材種(アルミ製)、形状(図示)、寸法(図示)																		
4. 隔壁	◎材種(ケイカル板0.0mm)、形状(図示)、寸法(図示)																		
5. 取り外し再取り付け	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>部材</th> <th>箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全階</td> <td>窓手すり</td> <td>20箇所</td> <td>北面</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td>パラボラアンテナ</td> <td>1箇所</td> <td>ペランダ</td> </tr> </tbody> </table>	階数	部材	箇所	備考	全階	窓手すり	20箇所	北面	3階	パラボラアンテナ	1箇所	ペランダ						
階数	部材	箇所	備考																
全階	窓手すり	20箇所	北面																
3階	パラボラアンテナ	1箇所	ペランダ																

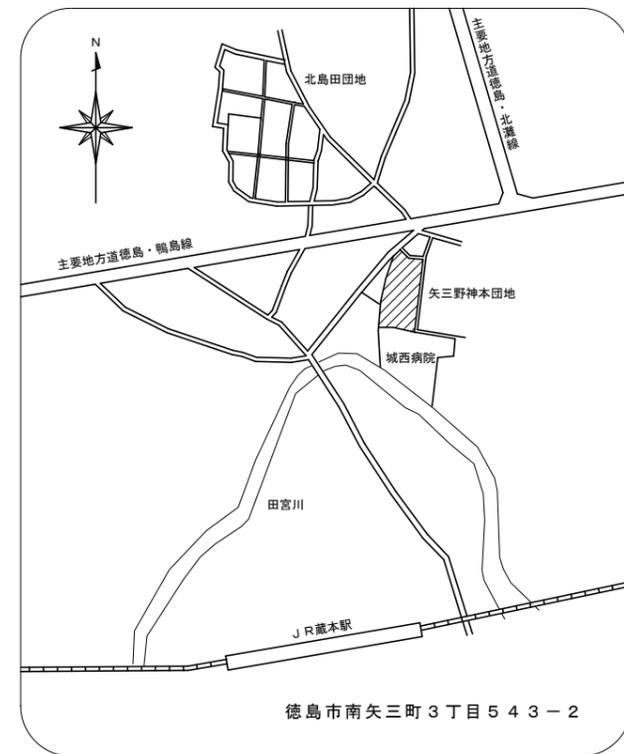
7章 環境配慮(グリーン)改修工事

項目	特記事項
1. アスベスト含有建材の処理工事	
1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。 ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1Iによる。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を(行)・行わない。 ◎濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ◎測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。 ◎測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ◎報告書を(1)部作成し監督員に提出すること。 ◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類：枠組本足場、仕様：2枚布、D= 90cm、シート種類：防炎シート+プラスチックシート厚み0.15mm以上(床面のみ)) ・枠組足場を設置する場合は、原則として、手すり先行型足場を採用し、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 平成15年4月)によるものとし、手すり先行工法の方法を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 仮囲い高さ：H m ・足場上から除去物の落下を防ぐための養生シートを張ること。 ・建築物内部に除去物の侵入を防ぐため建具等開口部に養生シートを張ること。 ・居住者と作業時間の協議・確認を行うこと。

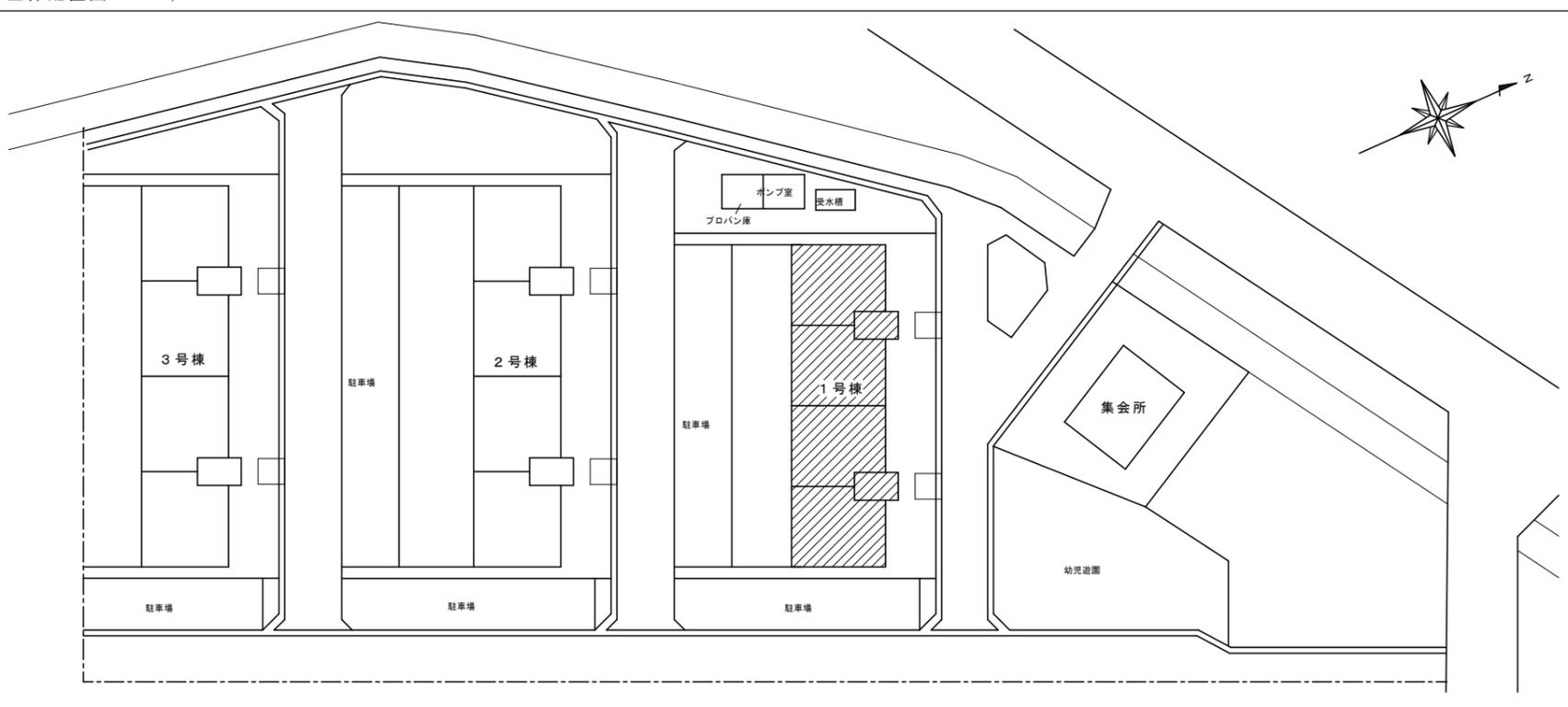
6章 環境配慮(グリーン)改修工事

項目	特記事項																									
2. 吹付け材の除去	◎工法 「大気汚染防止法施工規則別表第7第四の項下欄に基づく石綿含有仕上塗材の除去等に係る同等以上の効果を有する措置について」内の「粉じん飛散防止に關し隔離措置と同等の措置と判断できる工法の以下による。 ・剥離剤併用手工具ケレン工法 飛散及び騒音防止のため、原則、剥離剤併用手工具ケレン工法を用いること。 ただし、やむを得ない場合、監督員と協議の上、以下工法を用いることができる。 ・剥離剤併用超音波ケレン法 ・集塵装置付きディスクグラインダーケレン工法(HEPAフィルター付集塵装置使用) 上記以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を得ること。 ◎外壁既存塗膜のうち、上塗材(アスベスト含有なし)のみを除去するが、剥離剤併用手工具ケレン工法等の特性上、上塗材の除去時にケレン作業を行うため、下地材(アスベスト含有あり)の一部が剥がれ拡散させる恐れがあることから環境及び人体への影響を考慮し、アスベスト含有下地調整材(レベル3)の除去工事として施工・処分を行うこと。除去の範囲については、以下一覧表及び立面図(B-008、B-009)を参照すること。 ◎除去箇所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全階</td> <td>外壁</td> <td>図示</td> <td>スキャン付(上塗：含有なし、下塗：含有あり)</td> <td>1,114㎡</td> </tr> <tr> <td>屋上</td> <td>高架水槽台壁・高架水槽台見上面</td> <td>図示</td> <td>スキャン付(上塗：含有なし、下塗：含有あり)</td> <td>36㎡</td> </tr> </tbody> </table> ◎施工前に建物の一部に仮養生を設置し、試験施工を行うこと。試験箇所は打ち合わせによる。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。 ◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講ずること。 ◎除去箇所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全階</td> <td>ペランダ隔板</td> <td>図示</td> <td>石綿セメント板(7)5.0</td> <td>43.2㎡</td> </tr> </tbody> </table> ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。	階数	室名	箇所	建材種別	面積	全階	外壁	図示	スキャン付(上塗：含有なし、下塗：含有あり)	1,114㎡	屋上	高架水槽台壁・高架水槽台見上面	図示	スキャン付(上塗：含有なし、下塗：含有あり)	36㎡	階数	室名	箇所	建材種別	面積	全階	ペランダ隔板	図示	石綿セメント板(7)5.0	43.2㎡
階数	室名	箇所	建材種別	面積																						
全階	外壁	図示	スキャン付(上塗：含有なし、下塗：含有あり)	1,114㎡																						
屋上	高架水槽台壁・高架水槽台見上面	図示	スキャン付(上塗：含有なし、下塗：含有あり)	36㎡																						
階数	室名	箇所	建材種別	面積																						
全階	ペランダ隔板	図示	石綿セメント板(7)5.0	43.2㎡																						
3. アスベスト含有成形板の除去																										

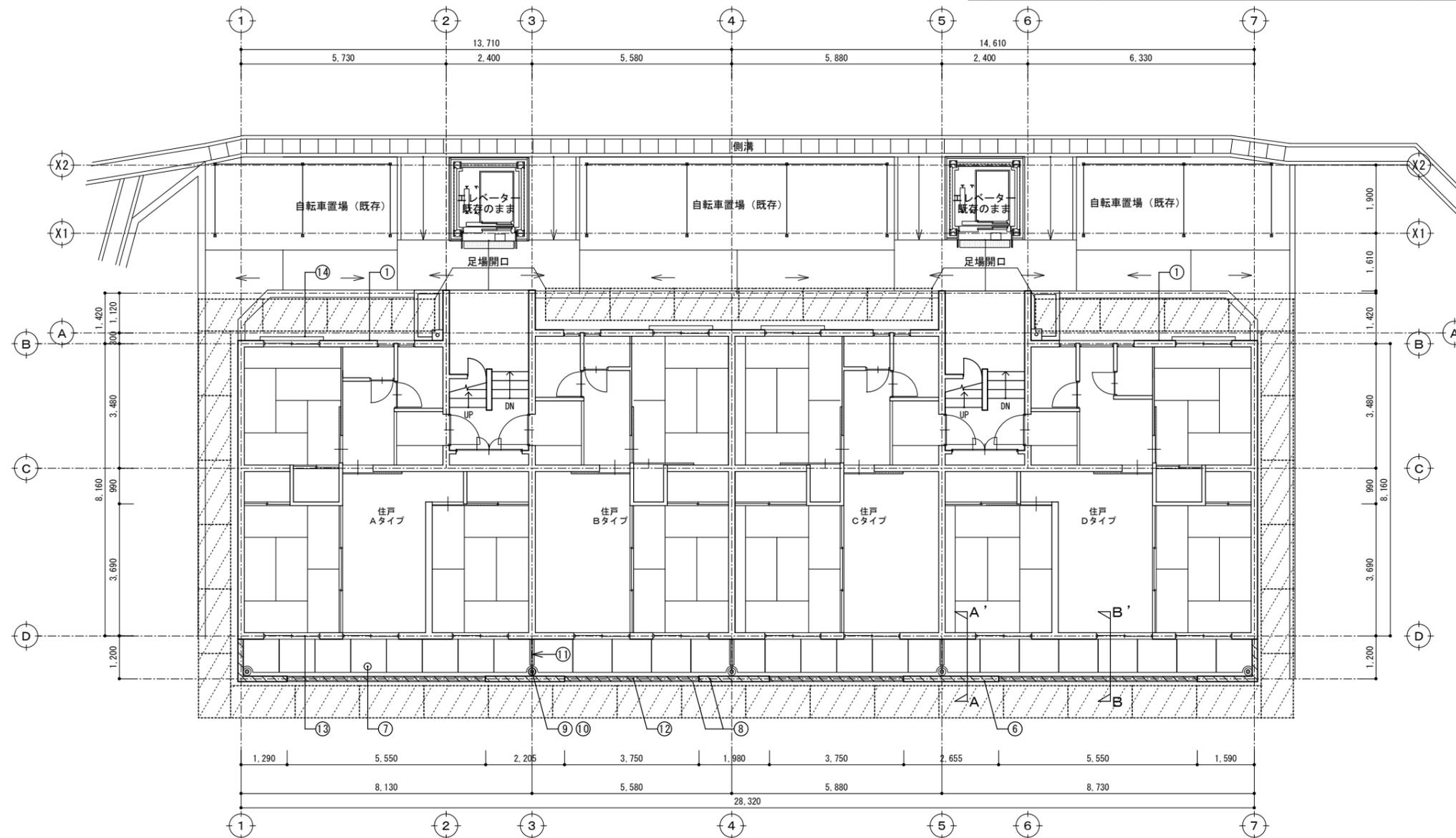
付近見取図 SC:Non



全体配置図 SC:1/400

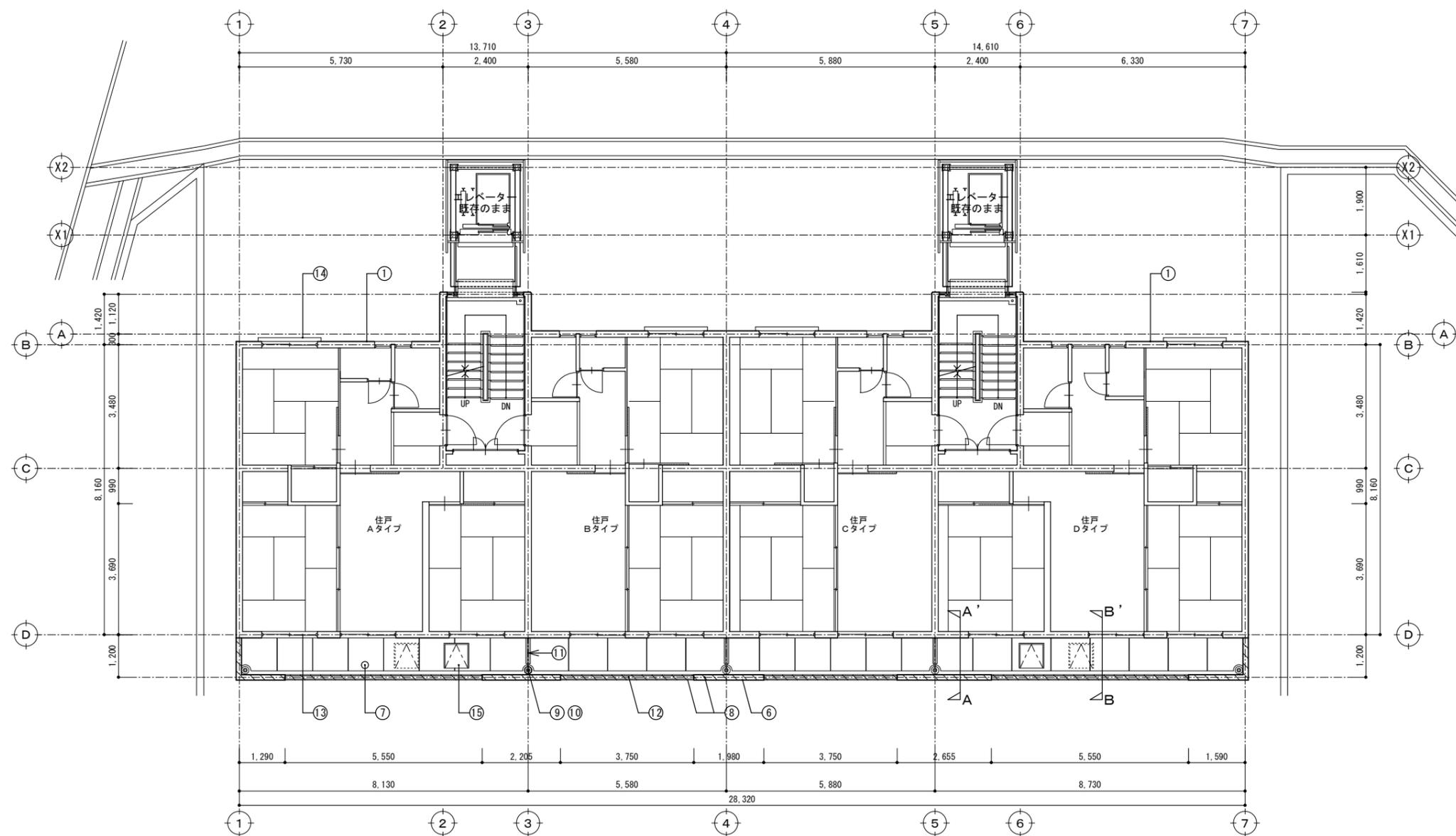


外部仕上表			
No	部位	改修前	改修後
①	外壁 (東西南北)	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用工具ケレン工法等)	水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、防水型複層塗材E吹付 外壁のひび割れ等の数量、補修方法は外壁調査図(B-010, B-011)を参照
⑥	バルコニー壁 (両面)	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用工具ケレン工法等)	水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、防水型複層塗材E吹付 外壁のひび割れ等の数量、補修方法は外壁調査図(B-010, B-011)を参照
⑦	バルコニー床	下地: 鉄筋コンクリート(7)120コテ押え 仕上: 防水モルタル(7)30コテ押え 平場・立上り: 現況のまま	水洗い清掃
⑧	バルコニー笠木	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
⑨	バルコニー用 ルーフトレイン	モルタル防水用 VP75φ用 ドレイン取り合い既存シール	現況のまま 現況のまま
⑩	バルコニー縦樋	VP75φ VP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り
⑪	バルコニー隔板	石綿セメント板(7)5 VP塗り 撤去 スチール枠材: OP塗 現況のまま 両面避難ステッカー 150×400 撤去	ケイカル板(7)6.0 DP塗り 新設 スチール枠材: 下地調整の上、SOP塗り 両面避難ステッカー 150×400 新設
⑫	バルコニー手摺	BL型(7)製) 片 脇床支持型 W=1800 H=1150(連立型)	現況のまま
⑬	外部開口部廻り	面台: 防水モルタルコテ磨き サッシ取り合い四方: コーキング詰め	面台: 水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2) サッシ取り合い四方: MS-2(10×10)再充填
⑭	窓手摺	BL型(7)製) W=1760 H=900	取り外し再取り付け

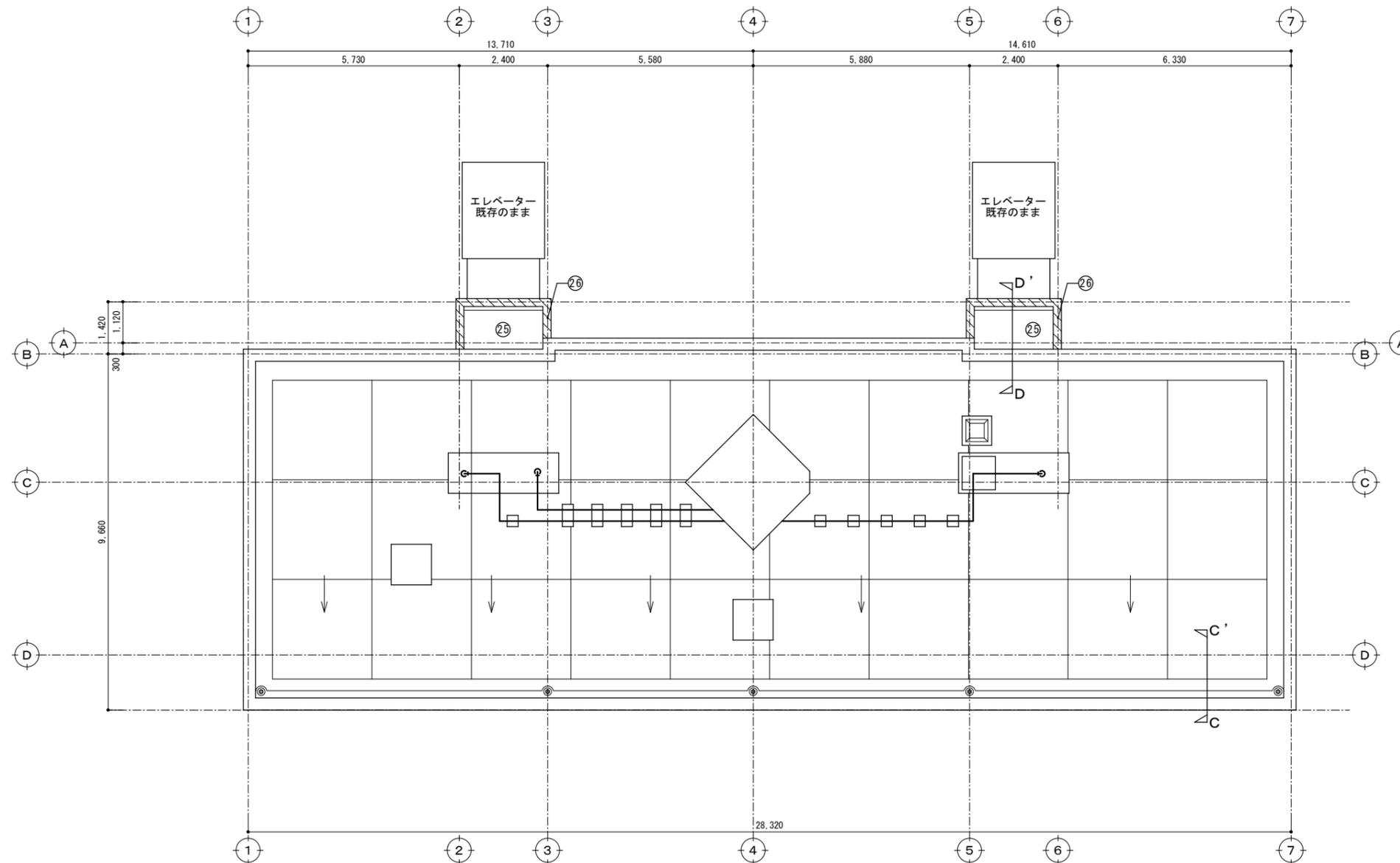


枠組本足場(手すり先行方式) W=900 メッシュ養生シート(防炎I類)

外部仕上表			
No	部位	改修前	改修後
①	外壁 (東西南北)	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、防水型複層塗材E吹付 外壁のひび割れ等の数量、補修方法は外壁調査図(B-010, B-011)を参照
⑥	バルコニー壁 (両面)	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、防水型複層塗材E吹付 外壁のひび割れ等の数量、補修方法は外壁調査図(B-010, B-011)を参照
⑦	バルコニー床	下地: 鉄筋コンクリート(7)120コテ押え 仕上: 防水モルタル(7)30コテ押え 平場・立上り: 現況のまま	水洗い清掃
⑧	バルコニー笠木	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
⑨	バルコニー用 ルーフトレイン	モルタル防水用 VP75φ用 ドレイン取り合い既存シール	現況のまま 現況のまま
⑩	バルコニー縦樋	VP75φ VP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り
⑪	バルコニー隔板	石綿セメント板(7)5 VP塗り 撤去 スチール枠材: OP塗 現況のまま 両面避難ステッカー 150×400 撤去	ケイカル板(7)6.0 DP塗り 新設 スチール枠材: 下地調整の上、SOP塗り 両面避難ステッカー 150×400 新設
⑫	バルコニー手摺	BL型(7&8製) 片 鉄床支持型 W=1800 H=1150(連立型)	現況のまま
⑬	外部開口部廻り	面台: 防水モルタルコテ磨き サッシ取り合い四方: コーキング詰め	面台: 水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2) サッシ取り合い四方: MS-2(10×10)再充填
⑭	窓手摺	BL型(7&8製) W=1760 H=900	取り外し再取り付け
⑮	避難はしご	ステン製700×700	現況のまま



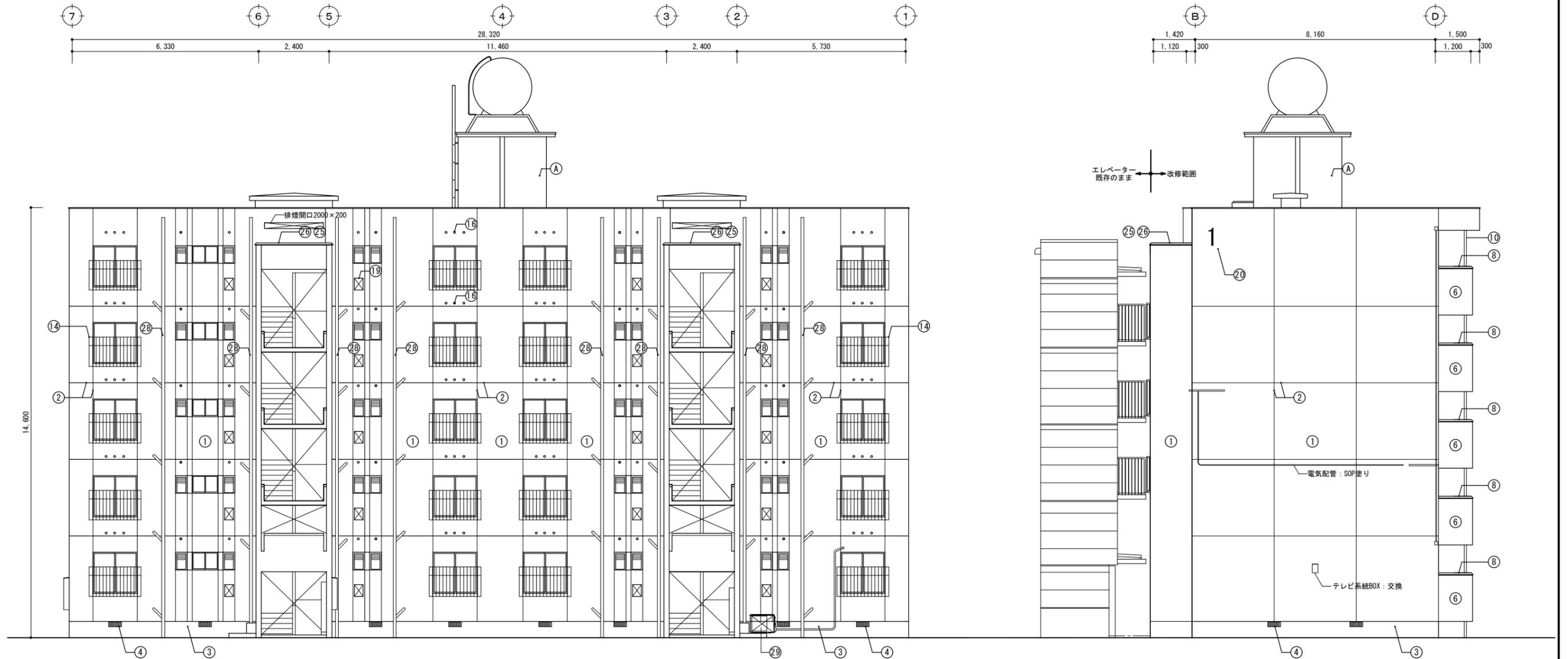
外部仕上表			
No	部位	改修前	改修後
㉕	階段室屋上	下地：鉄筋コンクリート(7)120コテ押え 仕上：防水モルタル(7)30コテ押え 平場・立上り：現況のまま	現況のまま
㉖	階段室屋上笠木	防水モルタルコテ押え 現況のまま	水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)



【注意事項】
 外壁既存塗膜のうち、上塗材(アスベスト含有なし)のみを除去するが、剥離剤併用手工具ケレン工法等の特性上、上塗材の除去時にケレン作業を行うため、下地材(アスベスト含有あり)の一部が剥がれ拡散させる恐れがあることから環境及び人体への影響を考慮し、アスベスト含有下地調整材(レベル3)除去工事として施工・処分を行うこと。

除去の範囲については、特記仕様書 4 6章.2 除去箇所一覧表 (B-004) 及び右記外部仕上表を参照すること。

外部仕上表			
No	部位	改修前	改修後
①	外壁	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、防水型複層塗材E吹付 外壁のひび割れ等の数量、補修方法は外壁調査図(B-010, B-011)を参照
④	高架水槽台壁・見上げ面	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	新規外壁仕上げについては別途：屋上防水改修工事において行う
②	外壁目地	コーキング詰め(ポリサルファイド系) 撤去	PU-2 (25×10) 再充填
③	巾木	コンクリート打ち放し	水洗い清掃
④	床下換気口	鋼鉄製 170×420	現況のまま
⑤	軒天	コンクリート打ち放しの上、シリカ系リシン吹付 既存塗膜除去(サンダー工法)	水洗い清掃、下地調整(C-1)の上、外装薄塗材E吹付
⑥	バルコニー壁	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、防水型複層塗材E吹付 外壁のひび割れ等の数量、補修方法は外壁調査図(B-010, B-011)を参照
⑦	バルコニー床	防水モルタルコテ押え	水洗い・清掃
⑧	バルコニー笠木	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
⑨	バルコニー用ルーフトレイン	モルタル防水用 VP75φ用 ドレイン取り合い既存シール	現況のまま 現況のまま
⑩	バルコニー壁柱	VP75φ VP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り
⑪	バルコニー隔板	石綿セメント板(7)5 VP塗り 撤去 スチール枠材：OP塗 両面避難ステッカー 150×400 撤去	ケイカル板(7)6.0 DP塗り 新設 スチール枠材：下地調整の上、SOP塗り 両面避難ステッカー 150×400 新設
⑫	バルコニー手摺	BL型(7&8製) A 枠床支持型 W=1800 H=1150(連立型)	現況のまま
⑬	外部開口部廻り	面台：防水モルタルコテ磨き サッシ取り合い四方：既存シール撤去	面台：水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2) サッシ取り合い四方：MS-2 (10×10)再充填
⑭	窓手摺	BL型(7&8製) W=1760 H=900	取り外し再取り付け
⑮	避難はしご	ステンレス製700×700	現況のまま
⑯	気抜	塩ビ製65φ L型 網付 水返し付 VP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り
⑰	物干し金物	アルミ製(固定式)取り外し 撤去	アルミ製(固定式) 新設※既存インサート再利用
⑱	換気扇	既存開口200×200	現況のまま
⑲	バランス釜	既存開口235×342	現況のまま
⑳	棟番号	プラスチック製 H=650 両妻	現況のまま
㉑	階段室床・幅木	防水モルタルコテ押え	現況のまま
㉒	階段室腰壁	モルタルコテ磨き AEP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、EP塗り
㉓	階段室壁	モルタル刷毛引きの上、スキン吹付 既存塗膜除去(サンダー工法)	水洗い清掃、下地調整(C-1)の上、外装薄塗材E吹付
㉔	階段室天井	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付 既存塗膜除去(サンダー工法)	水洗い清掃、下地調整(C-1)の上、外装薄塗材E吹付
㉕	階段室屋上	防水モルタルコテ押え	現況のまま
㉖	階段室屋上笠木	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
㉗	階段室柱	VP50φ VP塗り	現況のまま
㉘	排水管	排水管：VP塗り 受け・掘み金物：OP塗り	排水管：水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り 受け・掘み金物：OP塗り
㉙	室外機	現況のまま	現況のまま
㉚	海拔表示盤	-	新設



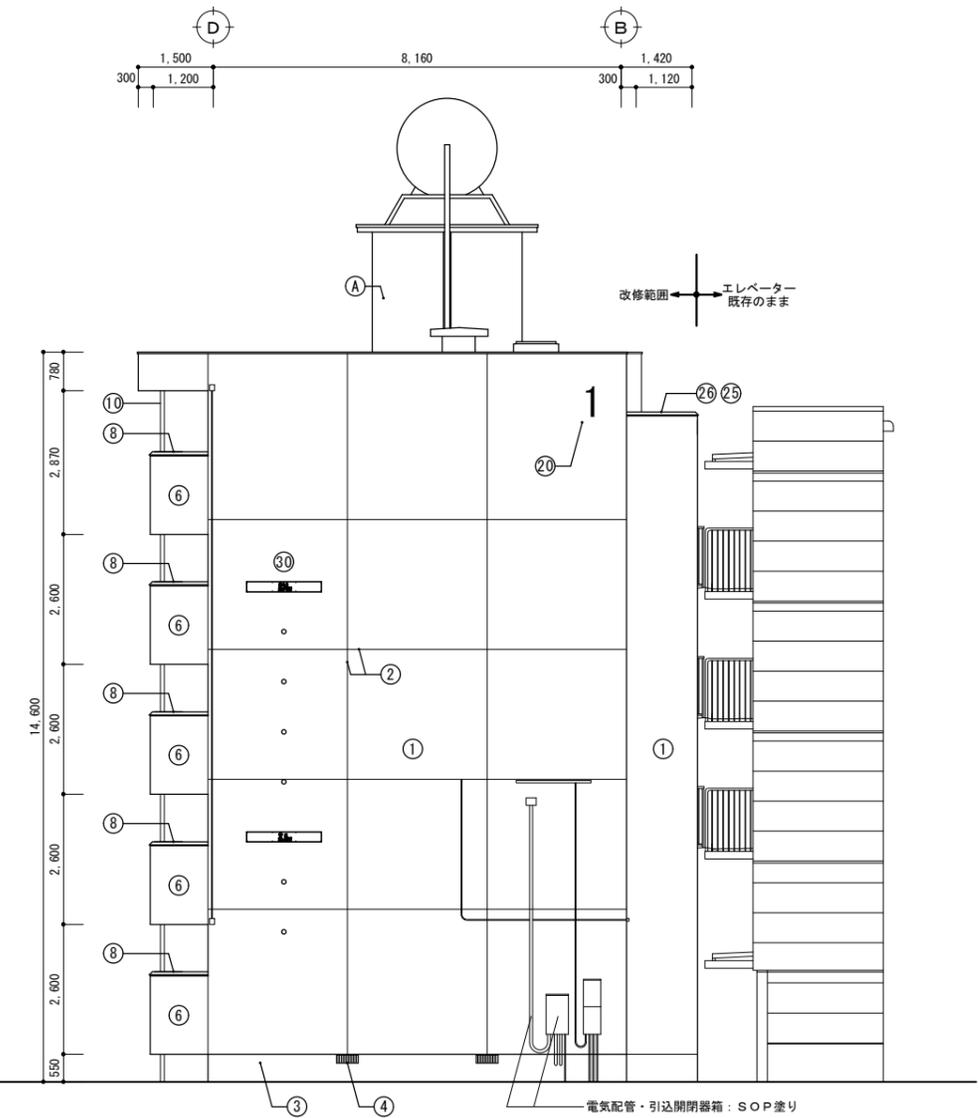
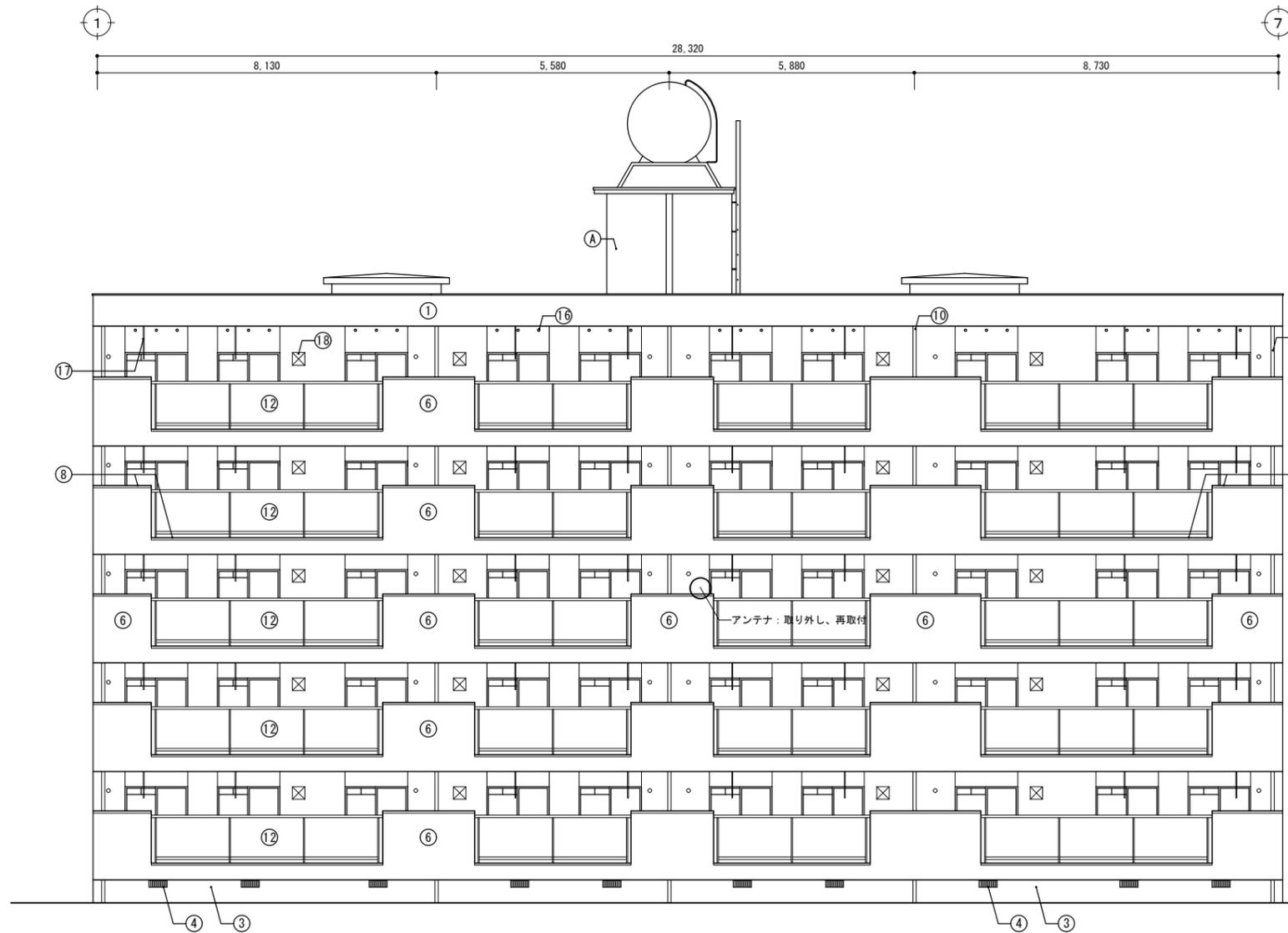
北立面図 1/100

西立面図 1/100

【注意事項】
 外壁既存塗膜のうち、上塗材(アスベスト含有なし)のみを除去するが、剥離剤併用手工具ケレン工法等の特性上、上塗材の除去時にケレン作業を行うため、下地材(アスベスト含有あり)の一部が剥がれ拡散させる恐れがあることから環境及び人体への影響を考慮し、アスベスト含有下地調整材(レベル3)除去工事として施工・処分を行うこと。

除去の範囲については、特記仕様書 4 6章.2 除去箇所一覧表 (B-004) 及び右記外部仕上表を参照すること。

外部仕上表			
No	部位	改修前	改修後
①	外壁	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、防水型複層塗材E吹付 外壁のひび割れ等の数量、補修方法は外壁調査図(B-010, B-011)を参照
④	高架水槽台壁・見上げ面	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	新規外壁仕上げについては別途：屋上防水改修工事において行う
②	外壁目地	コーキング詰め(ポリサルファイド系) 撤去	PU-2 (25×10) 再充填
③	巾木	コンクリート打ち放し	水洗い清掃
④	床下換気口	鋼鉄製 170×420	現況のまま
⑤	軒天	コンクリート打ち放しの上、シリカ系リシン吹付 既存塗膜除去(サンダー工法)	水洗い清掃、下地調整(C-1)の上、外装薄塗材E吹付
⑥	バルコニー壁	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、防水型複層塗材E吹付 外壁のひび割れ等の数量、補修方法は外壁調査図(B-010, B-011)を参照
⑦	バルコニー床	防水モルタルコテ押え	水洗い・清掃
⑧	バルコニー笠木	防水モルタルコテ押え	水洗い・清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
⑨	バルコニー用ルーフトレイン	モルタル防水用 VP75φ用 ドレイン取り合い既存シール	現況のまま 現況のまま
⑩	バルコニー壁	VP75φ VP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り
⑪	バルコニー隔板	石綿セメント板(7)5 VP塗り 撤去 スチール枠材：OP塗り 両面避難ステッカー 150×400 撤去	ケイカル板(7)6.0 DP塗り 新設 スチール枠材：下地調整の上、SOP塗り 両面避難ステッカー 150×400 新設
⑫	バルコニー手摺	BL型(7&8製)ハ 鉢床支持型 W=1800 H=1150(連立型)	現況のまま
⑬	外部開口部廻り	面台：防水モルタルコテ磨き サッシ取り合い四方：既存シール撤去	面台：水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2) サッシ取り合い四方：MS-2 (10×10)再充填
⑭	窓手摺	BL型(7&8製) W=1760 H=900	取り外し再取り付け
⑮	避難はしご	ステン製700×700	現況のまま
⑯	気抜	塩ビ製65φ L型 網付 水返し付 VP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り
⑰	物干し金物	アルミ製(固定式)取り外し 撤去	アルミ製(固定式) 新設※既存インサート再利用
⑱	換気扇	既存開口200×200	現況のまま
⑲	バランス釜	既存開口235×342	現況のまま
⑳	棟番号	プラスチック製 H=650 両妻	現況のまま
㉑	階段室床・幅木	防水モルタルコテ押え	現況のまま
㉒	階段室腰壁	モルタルコテ磨き AEP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、EP塗り
㉓	階段室壁	モルタル刷毛引きの上、スキン吹付 既存塗膜除去(サンダー工法)	水洗い清掃、下地調整(C-1)の上、外装薄塗材E吹付
㉔	階段室天井	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付 既存塗膜除去(サンダー工法)	水洗い清掃、下地調整(C-1)の上、外装薄塗材E吹付
㉕	階段室屋上	防水モルタルコテ押え	現況のまま
㉖	階段室屋上笠木	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
㉗	階段室樋	VP50φ VP塗り	現況のまま
㉘	排水管	排水管：VP塗り 受け・掘み金物：OP塗り	排水管：水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り 受け・掘み金物：OP塗り
㉙	室外機	現況のまま	現況のまま
㉚	海拔表示盤	-	新設



凡 例	
㊸ →	クラック発生部 0.2~1.0mm以下 挙動無し
㊸ ↗	爆裂及び欠損部
— A	クラック過去補修跡

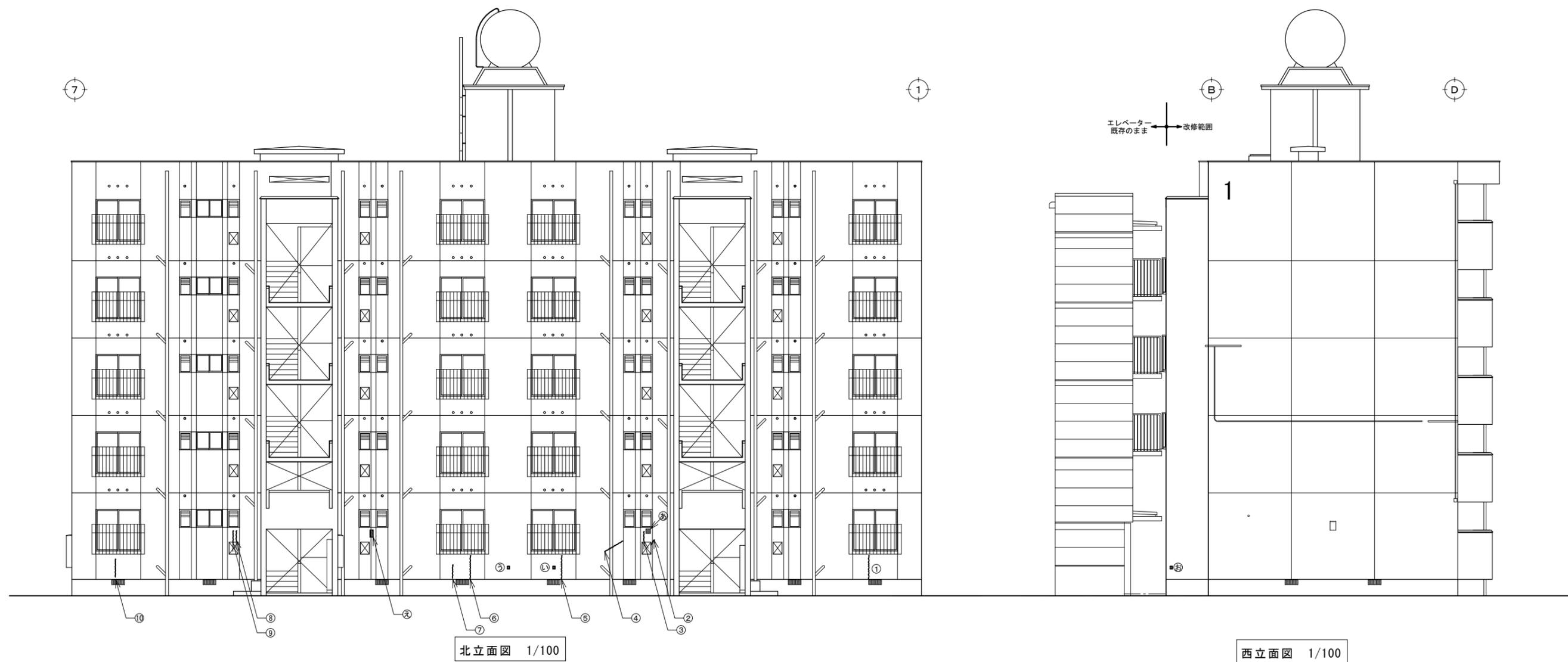
クラック補修方法	
㊸	0.2~1.0mm以下 樹脂注入工法
A	既存シール撤去し、シール材打ち直し
爆裂及び欠損部補修方法	
㊸	ポリマーセメント充填工法

クラック 数量調査表 ※0.2~1.0mm以下 挙動無し			
図面記載番号	長さ (m)	図面記載番号	長さ (m)
①	0.80	⑬	0.90
②	0.30	⑭	0.80
③	0.28	⑮	1.20
④	0.70	⑯	0.35
⑤	0.80	⑰	0.35
⑥	0.80	⑱	0.35
⑦	0.45	⑲	0.35
⑧	0.30	⑳	1.20
⑨	0.40		
⑩	0.60		
⑪	0.80		
⑫	0.90		
⑬	0.20		
⑭	0.30		
⑮	0.35		

爆裂及び欠損部 数量調査表			
図面記載番号	巾 (m)	高さ (m)	面積 (㎡)
㊸	0.15	0.15	0.02
㊸	0.07	0.09	0.01
㊸	0.06	0.08	0.01
㊸	0.10	0.24	0.02
㊸	0.07	0.09	0.01
㊸	0.50	0.20	0.10
㊸	0.07	0.07	0.01
㊸	0.05	0.20	0.01
㊸	0.03	0.05	0.01
㊸	0.20	0.07	0.01

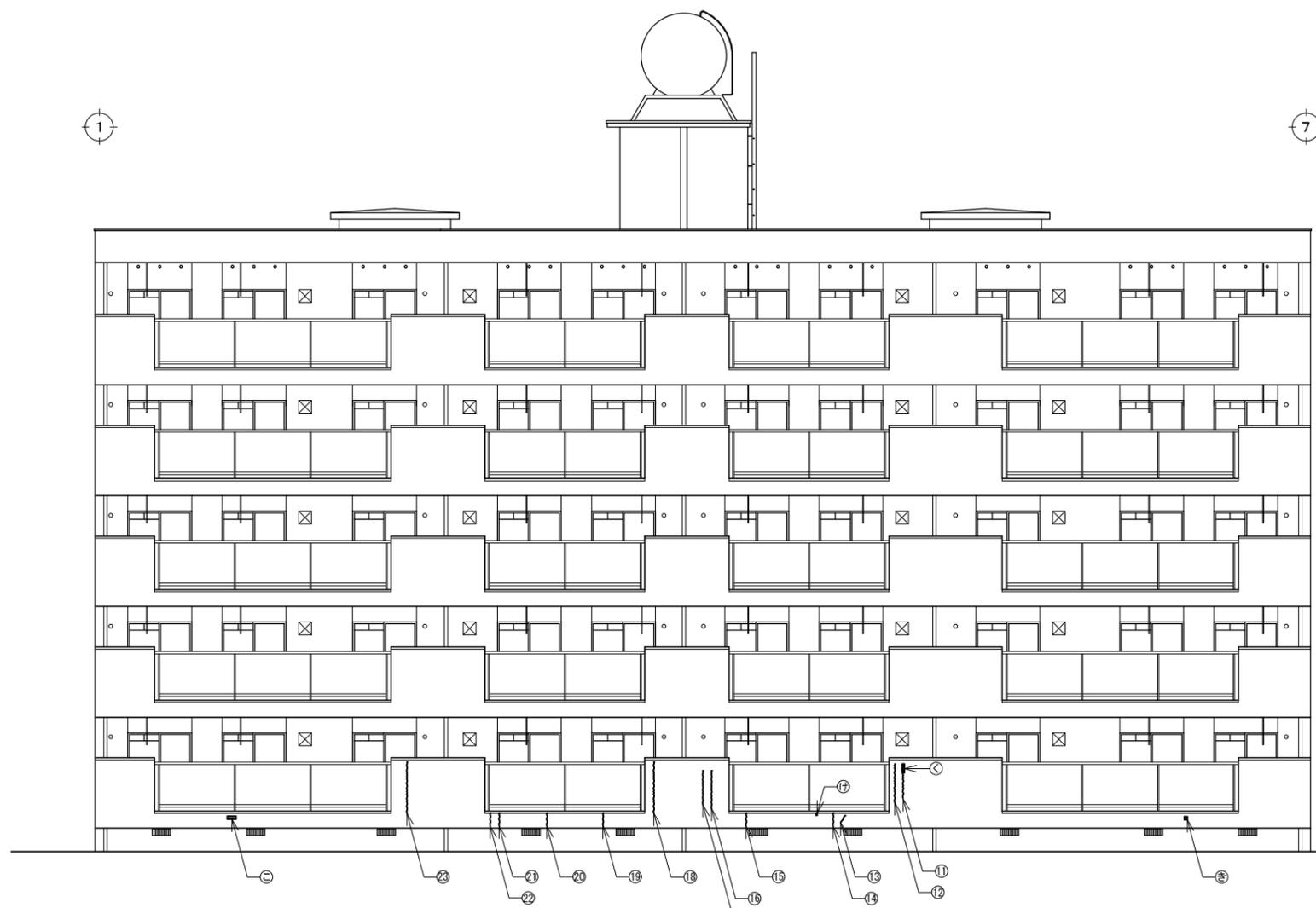
※施工前に数量調査を行うこと。

調査の結果、右記に示す補修以外の工法が必要になる場合は、
公共建築改修工事標準仕様書4章3節及び4節の仕様に基づき
適切に補修を行うこと。

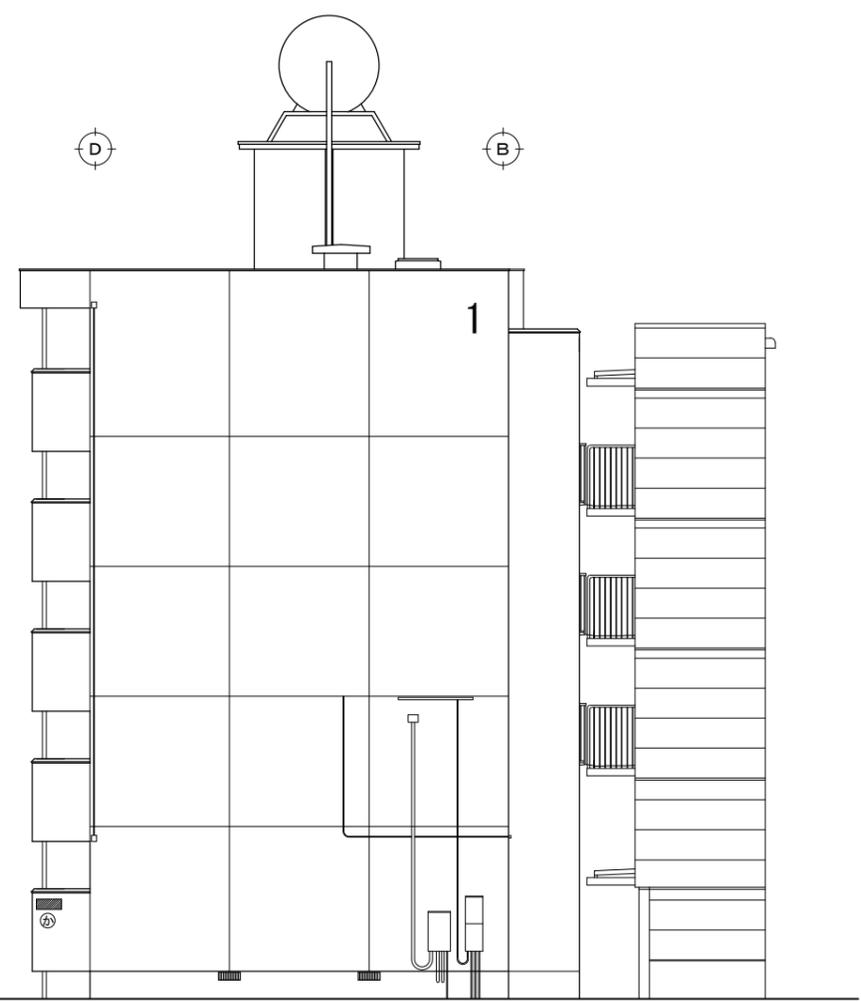


北立面図 1/100

西立面図 1/100

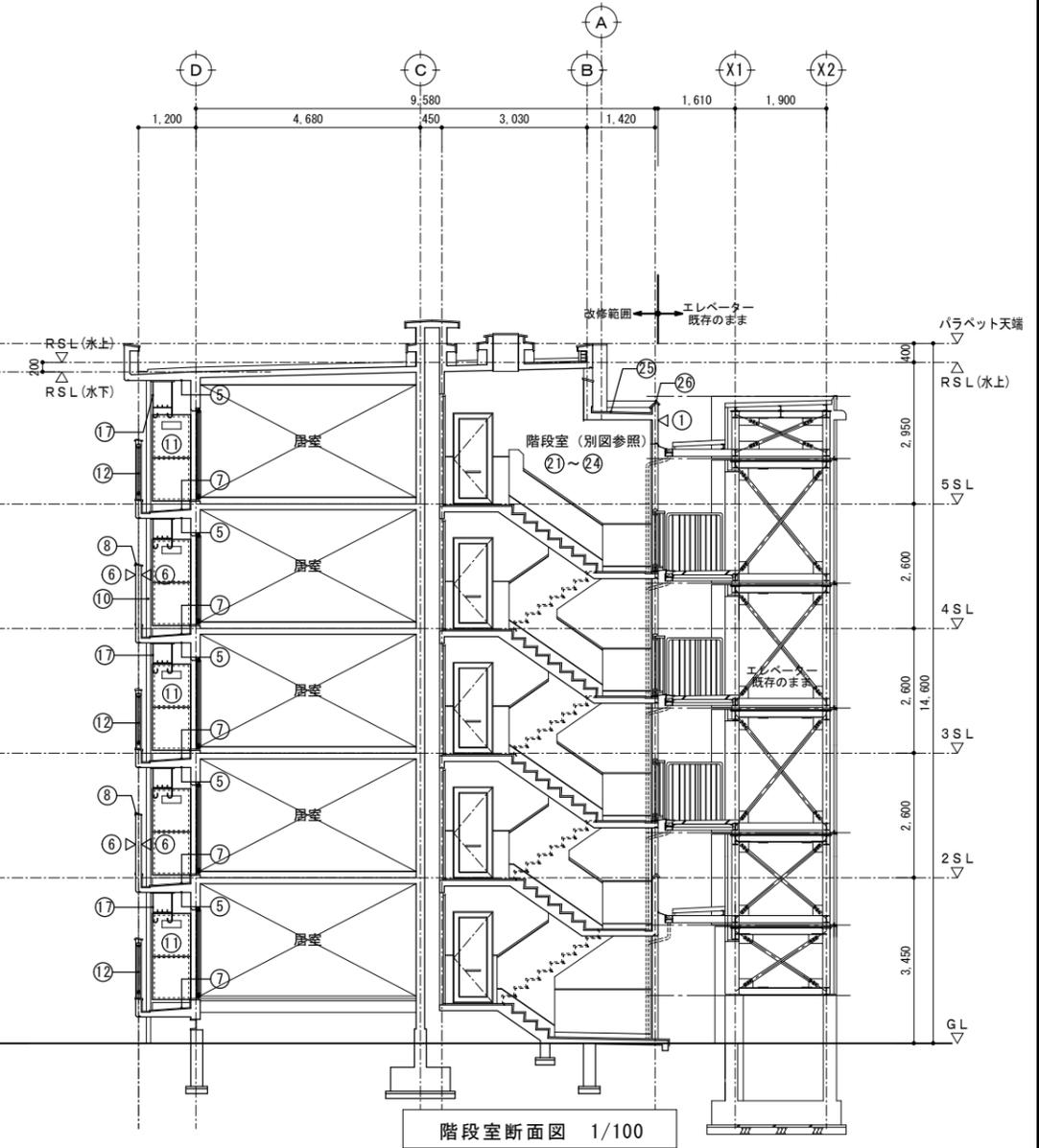
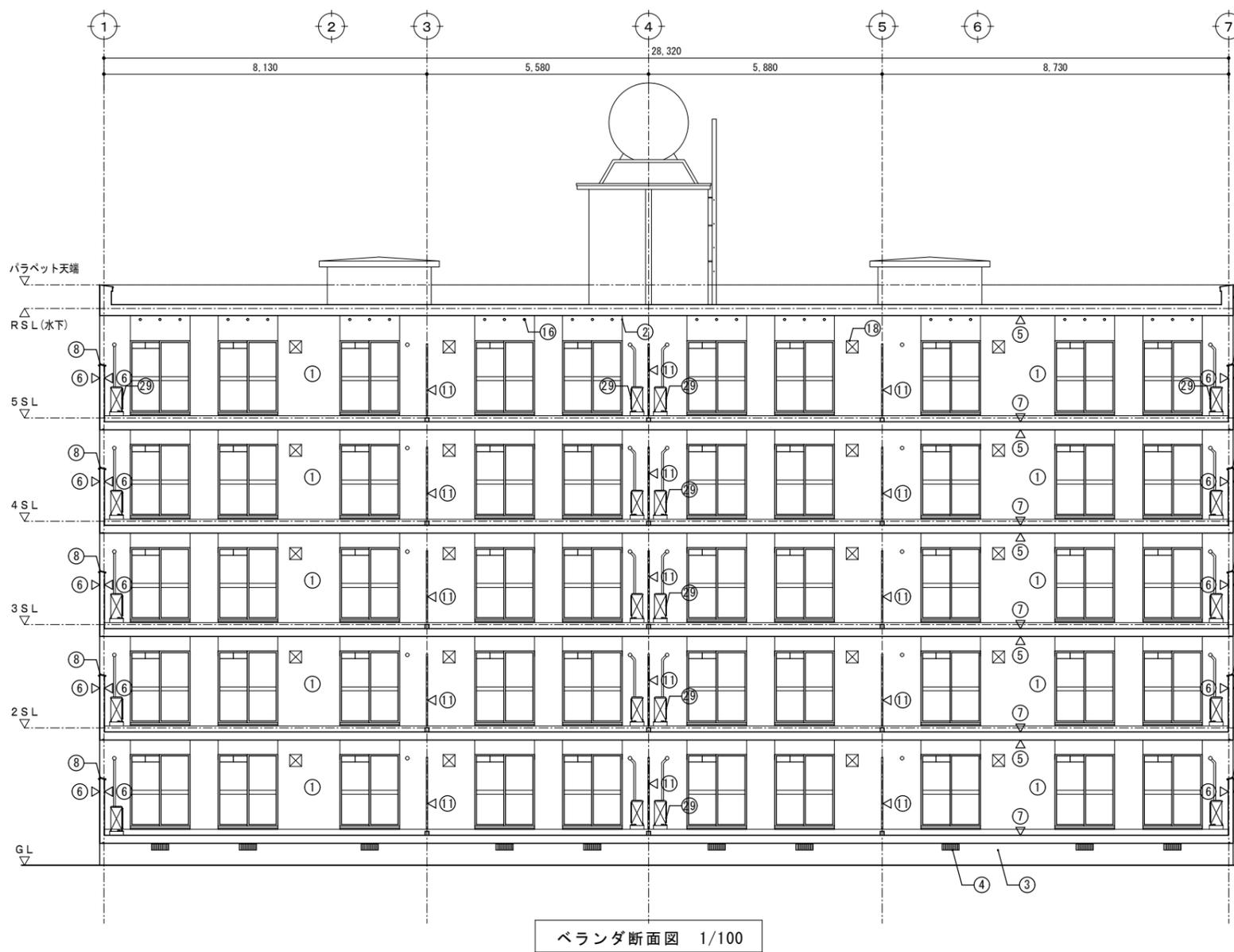


南立面図 1/100

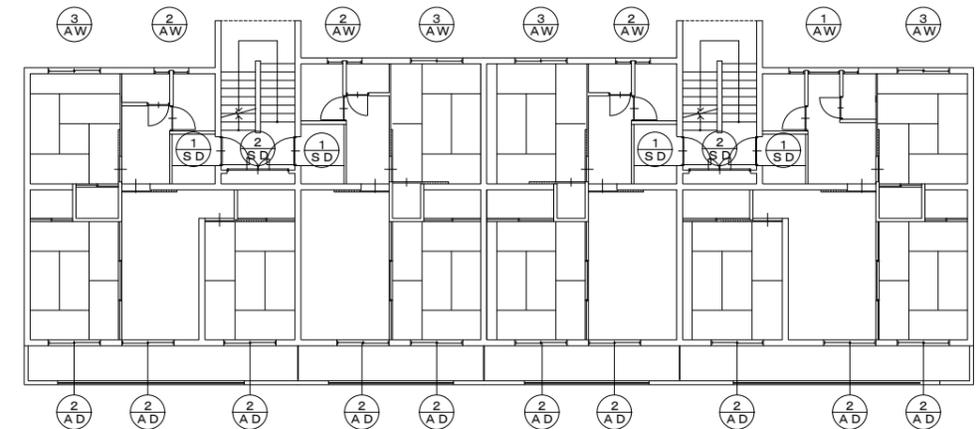


東立面図 1/100

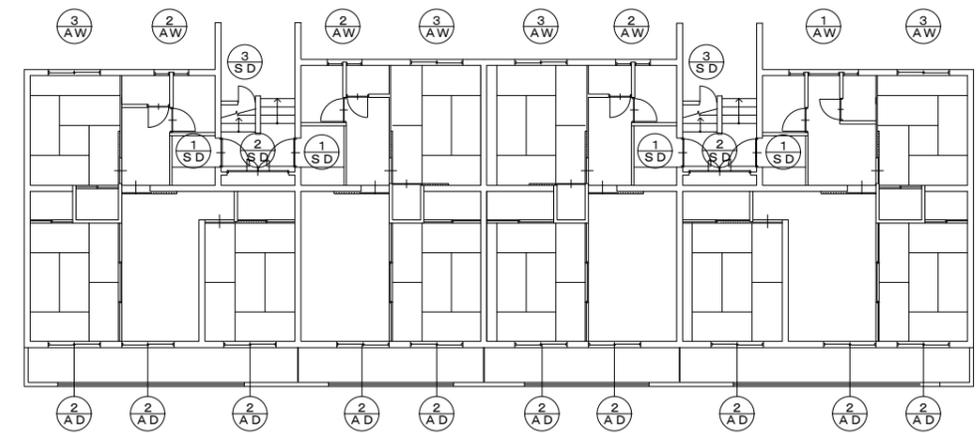
外部仕上表			
No	部位	改修前	改修後
①	外壁	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、防水型複層塗材E吹付 外壁のひび割れ等の数量、補修方法は外壁調査図(B-010、B-011)を参照
④	高架水槽台壁・見上げ面	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	新規外壁仕上げについては別途：屋上防水改修工事において行う
②	外壁目地	コーキング詰め(ポリサルファイド系) 撤去	PU-2(25×10)再充填
③	巾木	コンクリート打ち放し	水洗い清掃
④	床下換気口	鋼鉄製 170×420	現況のまま
⑤	軒天	コンクリート打ち放しの上、シリカ系リシン吹付 既存塗膜除去(サンダー工法)	水洗い清掃、下地調整(C-1)の上、外装薄塗材E吹付
⑥	バルコニー壁	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有) 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法等)	水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、防水型複層塗材E吹付 外壁のひび割れ等の数量、補修方法は外壁調査図(B-010、B-011)を参照
⑦	バルコニー床	防水モルタルコテ押え	水洗い・清掃
⑧	バルコニー笠木	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
⑨	バルコニー用ルーフトレイン	モルタル防水用 VP75φ用 ドレイン取り合い既存シール	現況のまま 現況のまま
⑩	バルコニー壁樋	VP75φ VP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り
⑪	バルコニー隔板	石綿セメント板(7)5 VP塗り 撤去 スチール枠材：OP塗 両面避難ステッカー 150×400 撤去	ケイカル板(7)6.0 DP塗り 新設 スチール枠材：下地調整の上、SOP塗り 両面避難ステッカー 150×400 新設
⑫	バルコニー手摺	BL型(7&8製)ハ枠床支持型 W=1800 H=1150(連立型)	現況のまま
⑬	外部開口部廻り	面台：防水モルタルコテ磨き サッシ取り合い四方：既存シール撤去	面台：水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2) サッシ取り合い四方：MS-2(10×10)再充填
⑭	窓手摺	BL型(7&8製) W=1760 H=900	取り外し再取り付け
⑮	避難はしご	ステン製700×700	現況のまま
⑯	気抜	塩ビ製65φ L型 網付 水返し付 VP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り
⑰	物干し金物	アルミ製(固定式)取り外し 撤去	アルミ製(固定式) 新設※既存インサート再利用
⑱	換気扇	既存開口200×200	現況のまま
⑲	バランス釜	既存開口235×342	現況のまま
⑳	棟番号	プラスチック製 H=650 両妻	現況のまま
㉑	階段室床・幅木	防水モルタルコテ押え	現況のまま
㉒	階段室腰壁	モルタルコテ磨き AEP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、EP塗り
㉓	階段室壁	モルタル刷毛引きの上、スキン吹付 既存塗膜除去(サンダー工法)	水洗い清掃、下地調整(C-1)の上、外装薄塗材E吹付
㉔	階段室天井	コンクリート打ち放しの上、スキン吹付 既存塗膜除去(サンダー工法)	水洗い清掃、下地調整(C-1)の上、外装薄塗材E吹付
㉕	階段室屋上	防水モルタルコテ押え	現況のまま
㉖	階段室屋上笠木	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
㉗	階段室樋	VP50φ VP塗り	現況のまま
㉘	排水管	排水管：VP塗り 受け・掴み金物：OP塗り	排水管：水洗い清掃、下地調整の上、DP塗り 受け・掴み金物：OP塗り
㉙	室外機	現況のまま	現況のまま
㉚	海拔表示盤	-	新設



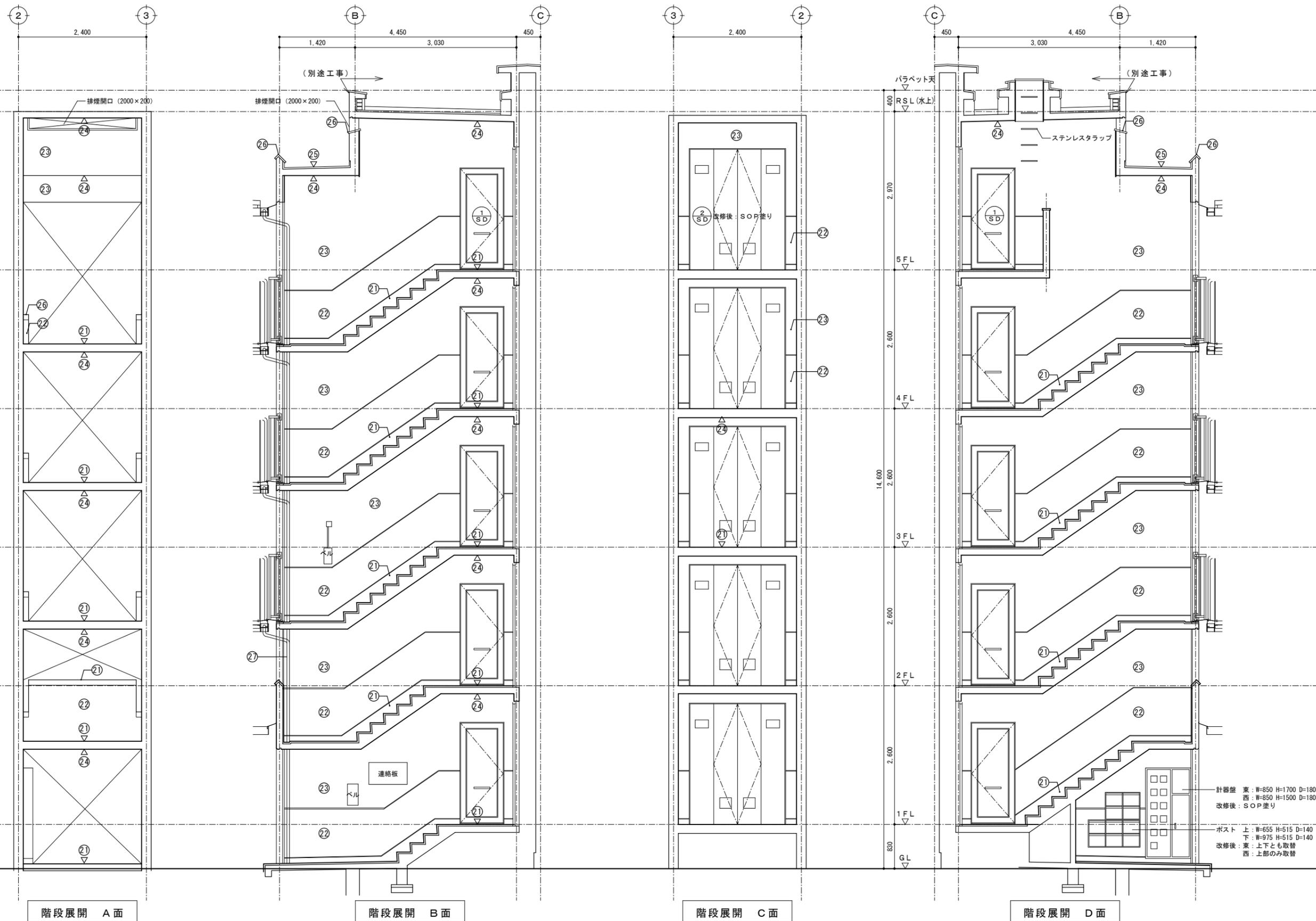
凡例	名称	① SD	片開キプレスドア	② SD	パイプシャフトドア	③ SD	片開キスチールドア
姿	図						
使用箇所	玄関 (各戸)	P.S (各階)		階段室 (1階入口)			
数量	20	10		2			
見込							
材種							
硝子							
塗装	改修前: OP塗り 改修後: SOP塗り (見え掛かり部のみ)	改修前: OP塗り 改修後: SOP塗り (見え掛かり部のみ)		改修前: OP塗り 改修後: SOP塗り (見え掛かり部のみ)			
金物				ナンバープレートは養生のこと			
備考							
凡例	名称	① AD	片開キ腰高アルミドア	② AD	引違アルミサッシドア	① AW	内側シガラリ付アルミサッシ 引違アルミサッシ
姿	図						
使用箇所	浴室 (各戸)	南面各室 (6帖、台所兼食堂)		Dタイプ 浴室、洗面、便所			
数量	20	50		5			
見込							
材種							
硝子		現況のまま					
塗装							
金物				サッシー外壁取合シール: 既存撤去、MS-2 (10×10) 再充填		サッシー外壁取合シール: 既存撤去、MS-2 (10×10) 再充填	
備考							
凡例	名称	② AW	内側シガラリ付アルミサッシ	③ AD	引違アルミサッシ		
姿	図						
使用箇所	A B Cタイプ 浴室、便所	北面各室 (6帖、4.5帖)					
数量	15	20					
見込							
材種							
硝子							
塗装							
金物							
備考	サッシー外壁取合シール: 既存撤去、MS-2 (10×10) 再充填	サッシー外壁取合シール: 既存撤去、MS-2 (10×10) 再充填					



建具配置図 (基準階) 1/150

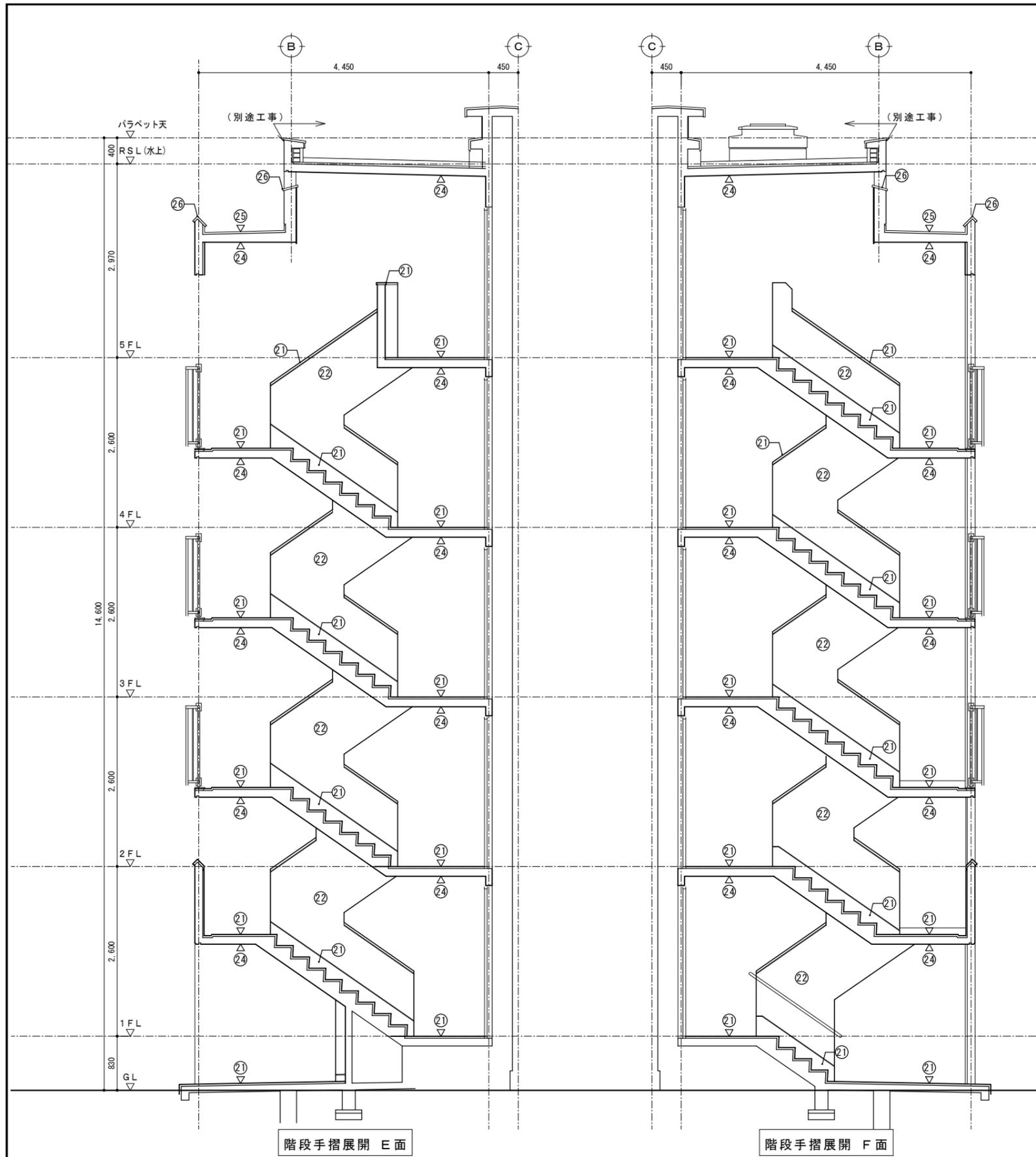


建具配置図 (1F) 1/150

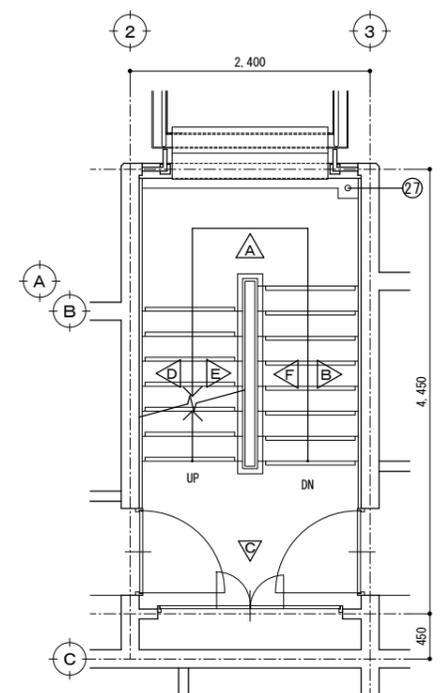


計器盤 東: W=850 H=1700 D=180
 西: W=850 H=1500 D=180
 改修後: SOP塗り

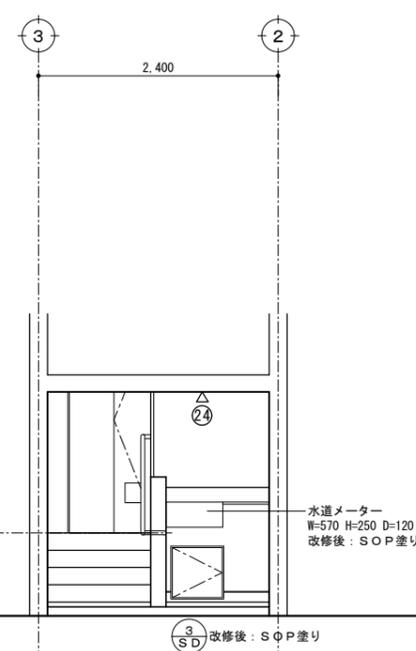
ポスト 上: W=655 H=515 D=140
 下: W=975 H=515 D=140
 改修後: 東: 上下とも取替
 西: 上部のみ取替



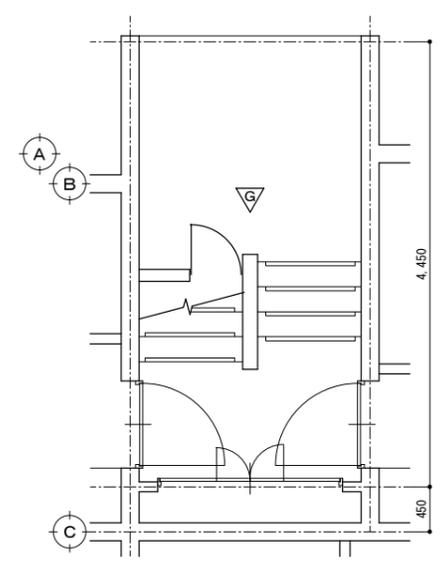
①	階段室床・幅木	防水モルタルコテ押え	現状のまま
②	階段室腰壁	モルタルコテ磨き AEP塗り	水洗い清掃、下地調整の上、EP塗り
③	階段室壁	モルタル刷毛引きの上、スキン吹付 既存塗膜（仕上材）除去（サンダー工法）	水洗い清掃、下地調整（C-1）の上、外装薄塗材E吹付
④	階段室天井	モルタル刷毛引きの上、スキン吹付 既存塗膜（仕上材）除去（サンダー工法）	水洗い清掃、下地調整（C-1）の上、外装薄塗材E吹付
⑤	階段室屋上	防水モルタルコテ押え	現状のまま
⑥	階段室屋上笠木	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水（X-2）
⑦	階段室樋	VP50φ VP塗り	現状のまま



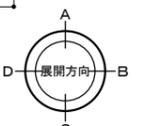
展開方向（基準階）



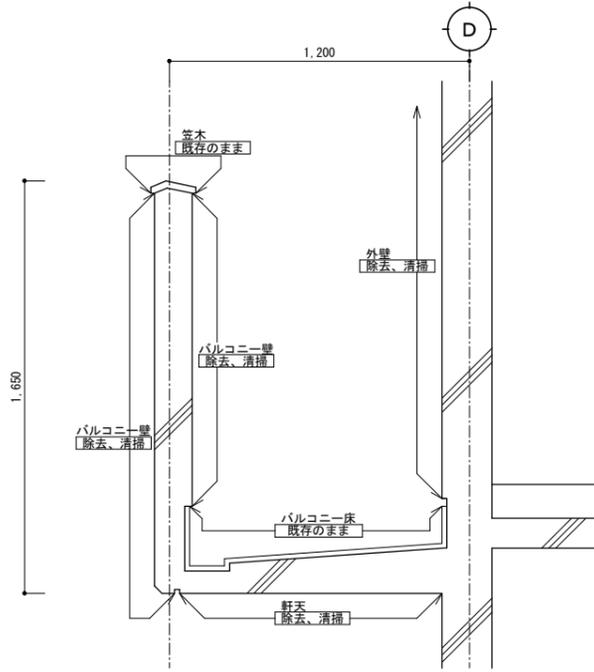
階段1階展開 G面



展開方向（1階）



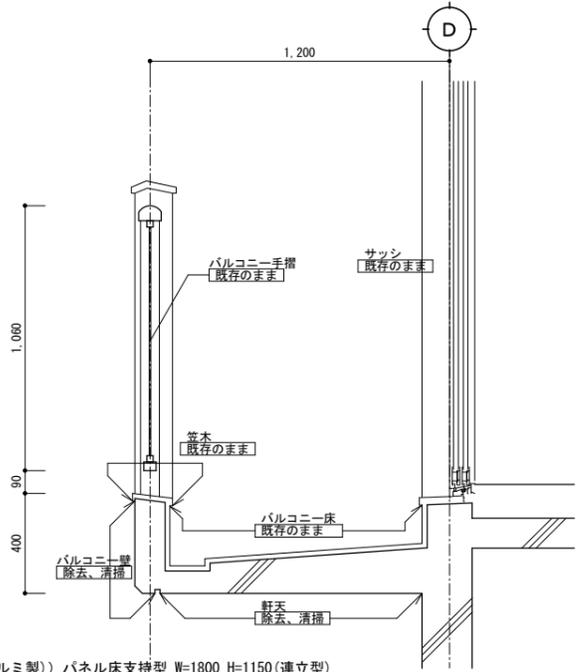
バルコニー (A-A') 断面詳細図 改修前 1/20



外壁・バルコニー壁：コンクリート打放シの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有)
 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法同等)
 軒天：コンクリート打放シの上、シリカ系リシン吹付
 既存塗膜除去(サンダー工法)
 笠木：防水モルタルコテ押エ
 バルコニー床：防水モルタルコテ押エ

改修前

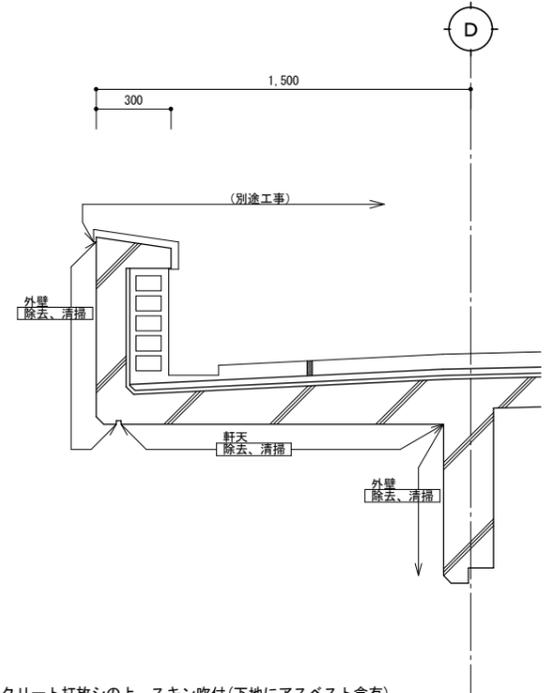
バルコニー (B-B') 断面詳細図 改修前 1/20



バルコニー手摺：B L型 (アルミ製) パネル床支持型 W=1800 H=1150 (連立型)
 バルコニー壁：コンクリート打放シの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有)
 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法同等)
 軒天：コンクリート打放シの上、シリカ系リシン吹付
 既存塗膜除去(サンダー工法)
 笠木：防水モルタルコテ押エ
 バルコニー床：防水モルタルコテ押エ

改修前

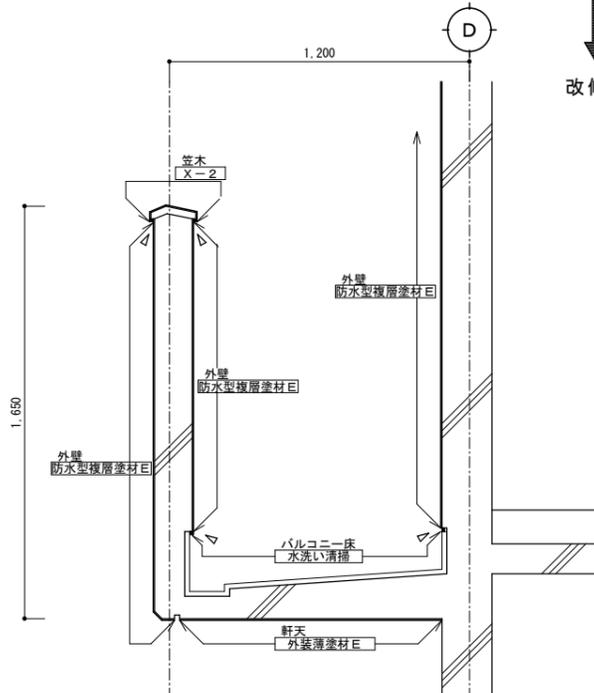
屋上 (C-C') 断面詳細図 改修前 1/20



外壁・バルコニー壁：コンクリート打放シの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有)
 既存外壁塗膜(下地材除く)除去(剥離剤併用手工具ケレン工法同等)
 軒天：コンクリート打放シの上、シリカ系リシン吹付
 既存塗膜除去(サンダー工法)

改修前

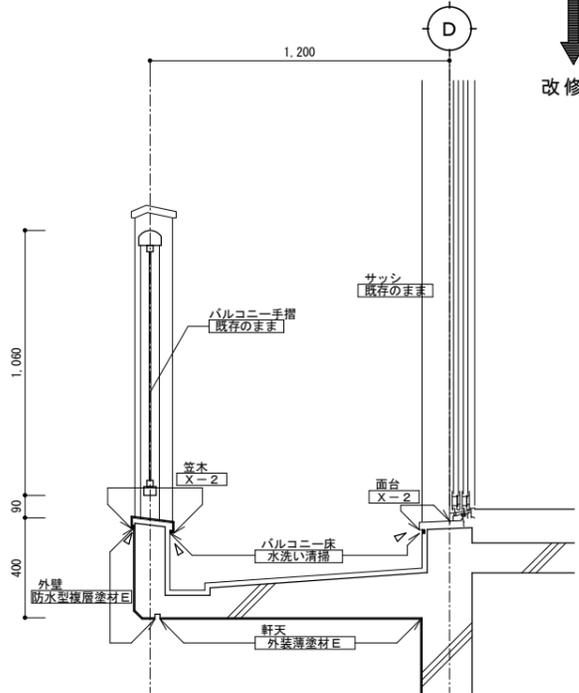
バルコニー (A-A') 断面詳細図 改修後 1/20



外壁・バルコニー壁：水洗い清掃、下地調整 (C-2) の上、防水型複層塗材E吹付
 軒天：水洗い清掃、下地調整 (C-1) の上、外装薄塗材E吹付
 笠木：水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水 (X-2)
 バルコニー床：水洗い清掃

改修後

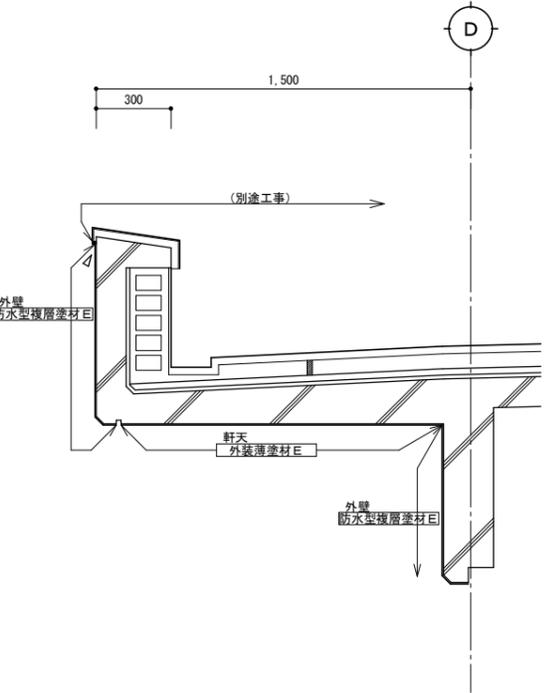
バルコニー (B-B') 断面詳細図 改修後 1/20



バルコニー手摺：既存のまま
 バルコニー壁：水洗い清掃、下地調整 (C-2) の上、防水型複層塗材E吹付
 軒天：水洗い清掃、下地調整 (C-1) の上、外装薄塗材E吹付
 笠木：水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水 (X-2)
 バルコニー床：水洗い清掃

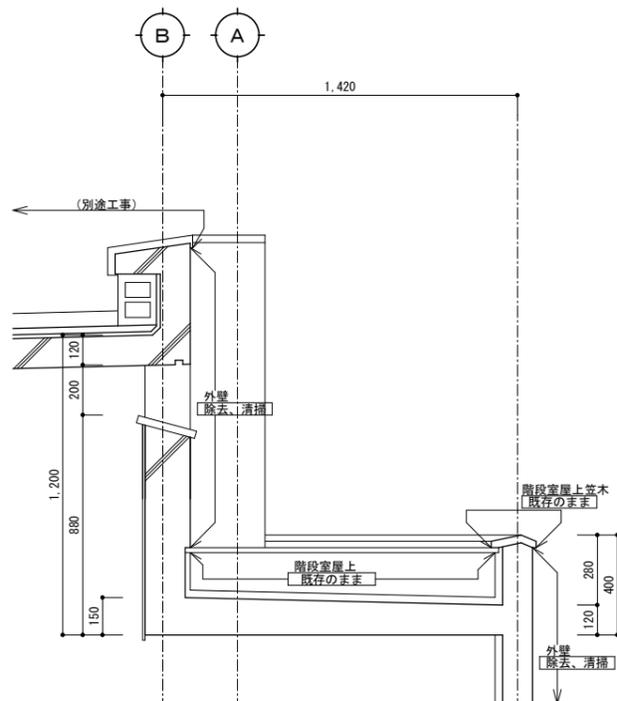
改修後

屋上 (C-C') 断面詳細図 改修後 1/20

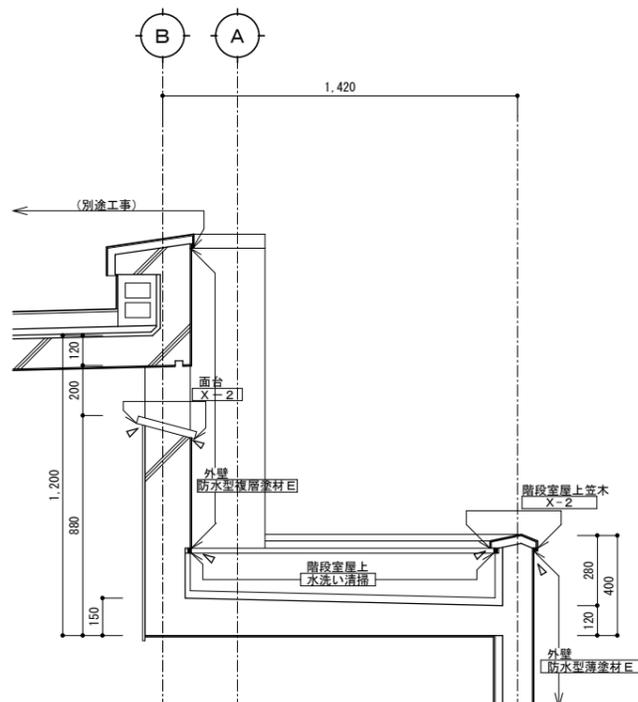


外壁・バルコニー壁：水洗い清掃、下地調整 (C-2) の上、防水型複層塗材E吹付
 軒天：水洗い清掃、下地調整 (C-1) の上、外装薄塗材E吹付

改修後

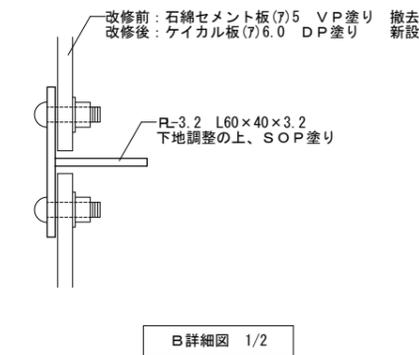
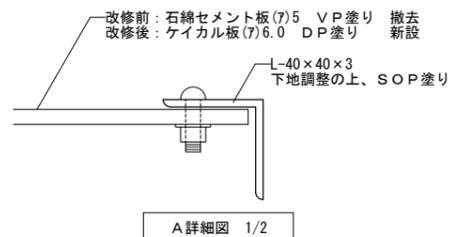
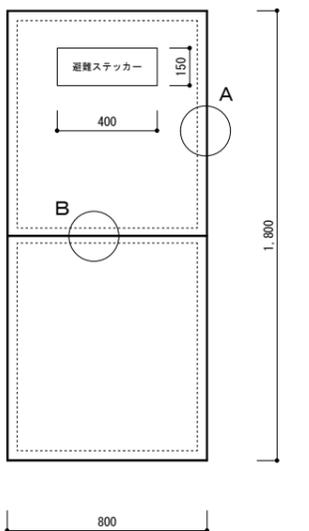


外壁：コンクリート打放シの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有)
 既存外壁塗膜除去(剥離剤工法及び同等工法)
 階段室屋上笠木：防水モルタルコテ押エ
 階段室屋上：防水モルタルコテ押エ

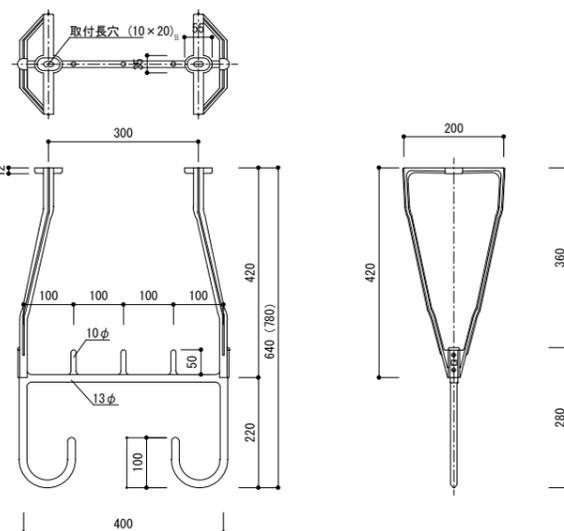


外壁：水洗い清掃、下地調整 (C-2) の上、防水型複層塗材E吹付
 階段室屋上笠木：水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水 (X-2)
 階段室屋上：水洗い清掃

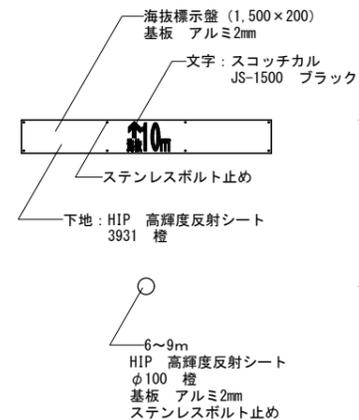
改修前
 ↓
 改修後



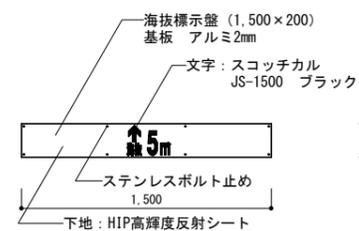
バルコニー隔板：改修前 石綿セメント板(7)5 VP塗 撤去
 スチール枠材：OP塗 現況のまま
 改修後 ケイカル板(7)6.0 DP塗 新設
 スチール枠材：下地調整の上、SOP塗り
 両面避難ステッカー：150×400 材質：アルミ箔t=0.24 シルク印刷(下地：イエロー・文字：黒と赤) 新設
 (表示文)非常の際には、ここを破って隣戸へ避難出来ます。避難のためこの付近に物を置かないでください。



物干金物：改修前 アルミ製 (固定式) 撤去
 改修後 アルミ製 (固定式) 新設 ※既存インサート再利用



海拔表示盤 (1,500×200)
 基板 アルミ2mm
 文字：スコッチカル JS-1500 ブラック
 ステンレスボルト止め
 下地：HIP 高輝度反射シート 3931 橙



海拔表示盤 (1,500×200)
 基板 アルミ2mm
 文字：スコッチカル JS-1500 ブラック
 ステンレスボルト止め 1.500
 下地：HIP高輝度反射シート PX8423 黄

取付高さは測量法に規定する有資格者により現場測量の上、位置決めを行う。左右取り付け位置は現場指示による。

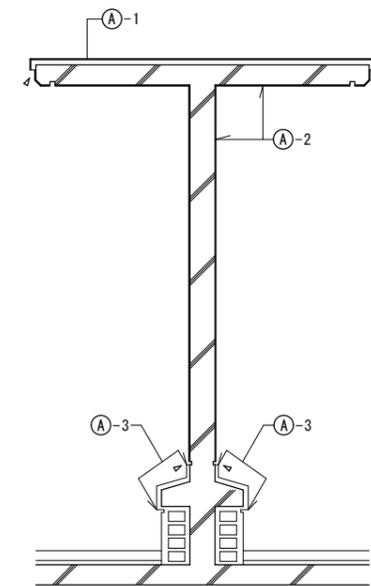
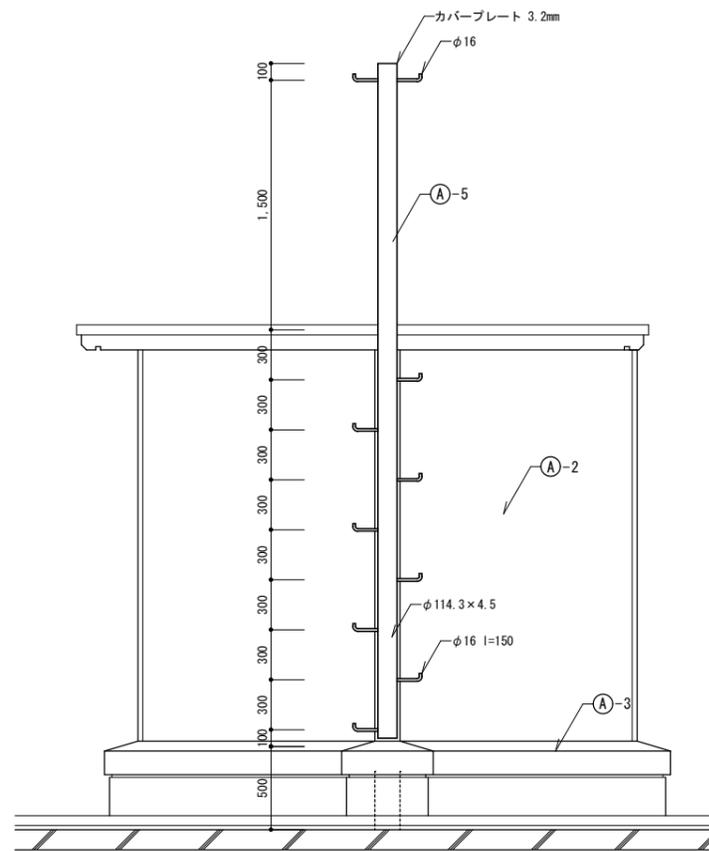
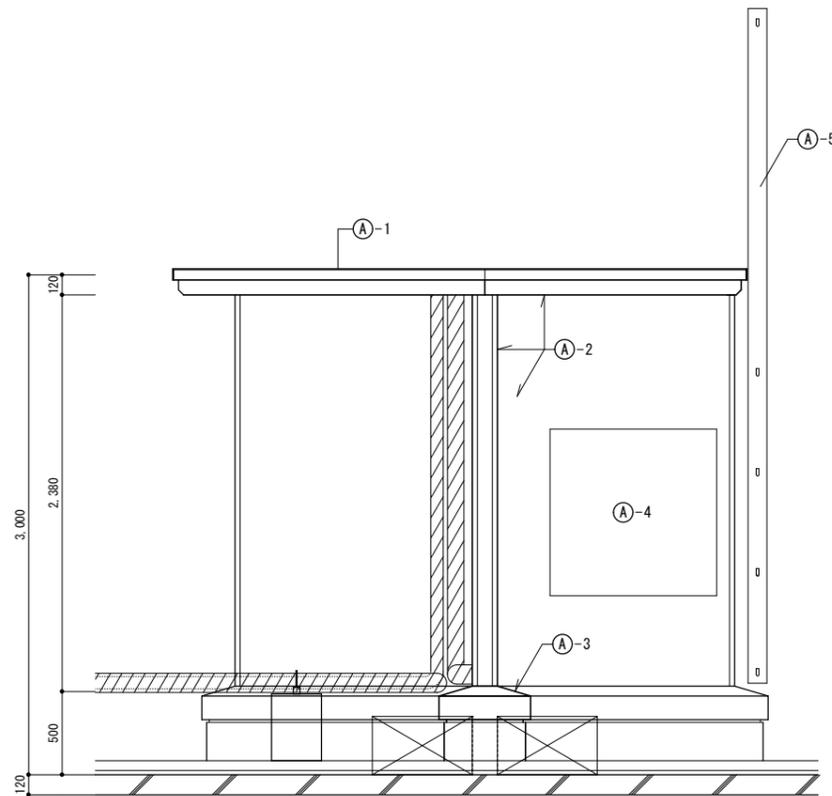
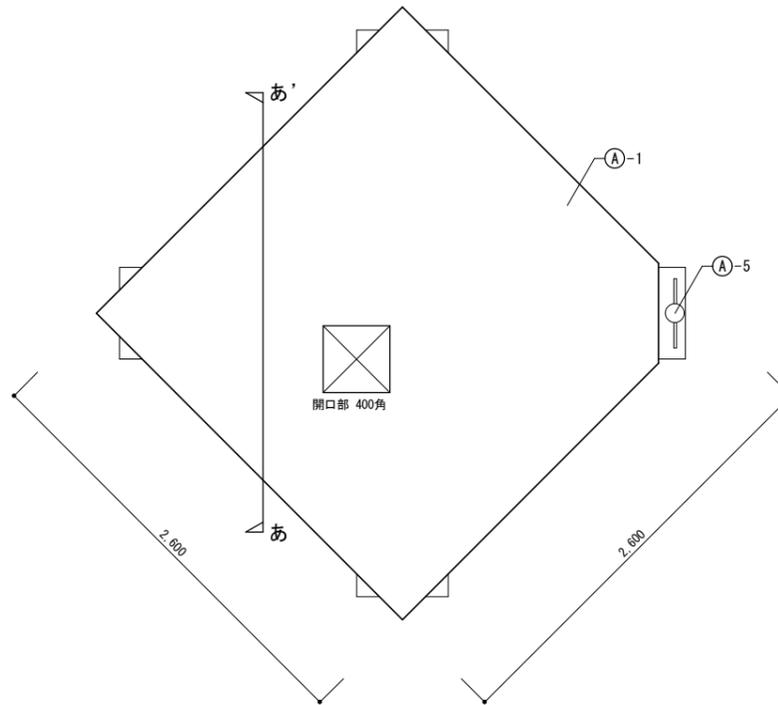
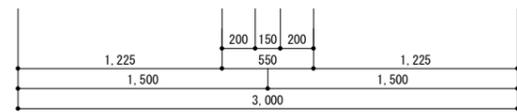
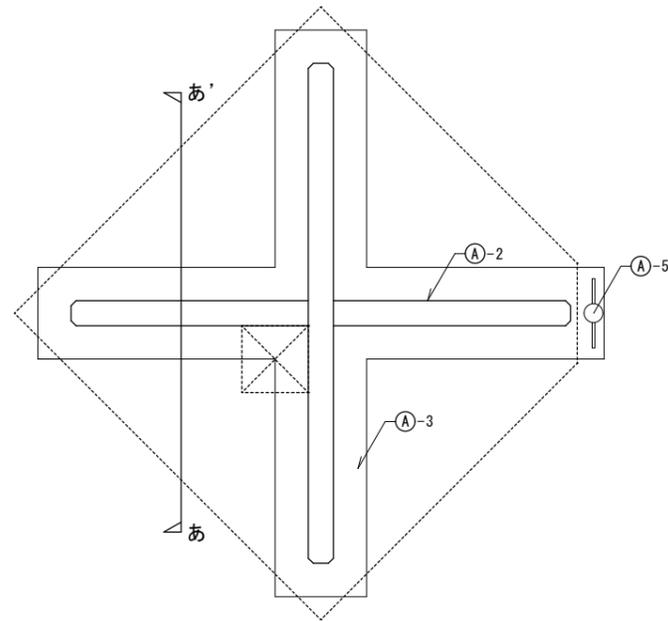
① 高架水槽台

改修前

- A-1 上部平場：防水モルタルコテ押え 現況のまま
- A-2 軒天・壁部：コンクリート打放しの上、スキン吹付(下地にアスベスト含有)
※既存外壁塗膜除去は本工事により行う。
※新規外壁仕上については別途屋上防水改修工事において行う。
- A-3 笠木：防水モルタルコテ押え 現況のまま
- A-4 電気系統盤：現況のまま
- A-5 タラップ：OP塗り 現況のまま
- A-6 高架タンク(架台含む)：現況のまま

改修後

- A-1 上部平場：水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
- A-2 軒天・壁部：水洗い清掃、下地調整(C-2)の上、外装薄塗材E吹付
- A-3 笠木：水洗い清掃、下地調整の上、ウレタン塗膜防水(X-2)
- A-4 電気系統盤：清掃、下地調整の上、SOP塗り
- A-5 タラップ：清掃、下地調整の上、SOP塗り
- A-6 高架タンク(架台含む)：現況のまま



あ-あ' 断面図